

第八十四回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第四号

昭和五十二年二月二十八日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 久保 等君

理事 池田 行彦君

理事 林 義郎君

理事 水田 稔君

理事 中井 治君

理事 高村 坂彦君

理事 西田 司君

理事 竹内 勝彦君

出席国務大臣

(国務大臣) 山田 久就君

出席政府委員

環境庁長官官房 金子 太郎君

環境庁長官官房 石渡 鷹雄君

環境庁企画調整 信澤 清君

環境庁企画調整 山本 宜正君

環境庁自然保護 出原 孝夫君

環境庁大気保全 橋本 道夫君

環境庁水質保全 二瓶 博君

建設政務次官 塚田 徹君

委員外の出席者

警察庁刑事局保 木村 武君

警察庁交通局長 福島 静雄君

国土庁水資源局長 市川 博昭君

大蔵大臣官房企 柏谷 光司君

大蔵省主計局主 塚越 則男君

林野庁指導部 小田島輝夫君

林保課長 児玉 幸治君

通商産業省基礎 丸山 高満君

品課長 平出 三郎君

自治大臣官房地 参 考 人

域政策課長 参 考 人

(日本道路公団 特別委員会調査

室長 綿貫 敏行君

二月二十一日

東大阪市全域を公害健康被害補償法による地域指定等に関する請願(三谷秀治君紹介)(第一三六四号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九号)

公害対策並びに環境保全に関する件(公害対策並びに環境保全の基本施策等)

○久保委員長

これより会議を開きます。内閣提出の公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。山田環境庁長官。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○山田国務大臣

ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

公害健康被害補償法は、相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響により健康が損なわれた人々に対して、その迅速かつ公正な保護を図るため、各種補償給付の支給等を実施することとしております。これらの実施に必要な費用のうち慢性気管支炎等の非特異的疾患に係るものにつきましては、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を設置する事業者から徴収する汚染負荷量賦課金を充てるほか、自動車に係る分として、昭和四十九年度から昭和五十二年までの間におきましては、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を充てることとされてまいりましたが、今回、昭和五十三年度及び昭和五十四年度の措置を定めるため、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

今回の法律案は、昭和五十三年度及び昭和五十四年度において、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用として自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対して交付することとしたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○久保委員長

以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

す。

○久保委員長

公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

公害対策並びに環境保全に関する件調査のため、本日、参考人として日本道路公団理事平出三郎君から意見を聴取したいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保委員長

御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

○久保委員長

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員

いわば日本人の心のふるさとと申しますか、象徴である富士山山ろくにアフリカの動物の放し飼計画が実行に移されようとしておる、こういうようなことを聞いておるものであります。環境庁はこの事情を知っておりますか。

○山田国務大臣

静岡県裾野市において小泉アフリカ・ライオン・サファリ株式会社は面積約七十四ヘクタールの自然動物公園をつくる計画を持っているというのを聞いております。

○島本委員

この計画に対して、自然保護団体二十以上の反対並びに周辺の御殿場市や三島市や沼津市など県下の自治体も反対に立ち上がっているんだ、こういうようなことを聞いておるのではありません。この計画の内容というものはもうすでにきちっとし、関係方面の手続も終わっているのじゃないか、こう思うわけでありまして、これは一般の企業の進出と異なりまして、車公害を招くばかりじゃなく、富士山ろく環境破壊にもつな

るおそれがあるのじゃないか。社会的な影響もしたがって大きく、十分問題点を検討してからでないと後に重大な障害を残すおそれがないかどうか、あるのじゃないか。ことに、先年、いわゆる富士環境保全法と言われました富士地域環境保全整備特別措置法案が出されたのでありますが、利用計画の部分が多過ぎるという意見で、廃案になっているのであります。いまこの計画が、もしそれとの関係において相類似するものがあるとする、これはちょっと問題でありまして、完全に利用計画になってしまふのじゃないかと思われまふ。この計画の実行の手続、それぞれ完了しておりましたかどうか、これを伺います。

○出原政府委員 御質問の富士自然動物公園の計画につきましては、関係の法律としましては、許可を要するものは三つござります。一つは、都市計画法第二十九条の許可でございます。それから二つ目は、道路法の許可、承認、道路の改修等についてでございます。それから三つ目は、森林法の第十条の二の許可、これは森林計画の対象となる民有地の開発行為の許可行為でございますが、それぞれにつきまして権限が静岡県知事に委任されておったと承知をいたしておりますが、最初の都市計画法に関するものは昭和五十三年の一月二十六日、それから道路法に関するものは昭和五十三年の一月二十四日、森林法に関するものは昭和五十三年の十一月十四日に許可が終わっております。

○島本委員 林野庁も来ておられると思いますが、森林法により第十条の二による許可がすでになされたとして、その何項目めかに、環境を破壊しない、公害のおそれはない、こういうようなことにはつきりなっているようでありましたが、その条項等について十分精査されたでしょうか。

○小田島説明員 御説明申し上げます。森林法の第十条の二の二項の各号に、ただいま先生のおっしゃいました周辺地域の環境を著しく悪化させるおそれがないかどうかという項目がございまして、これにつきましては都道府県知事、

つまり静岡県知事が慎重にかつ厳重に審査いたしました。環境に影響がないという判断で許可が出されております。

○島本委員 慎重に、厳重に精査して環境に影響がない、こういうことが決まったようでありまして、まあ、大いに結構でありますけれども、これはやはり環境庁を含めて、建設省も林野庁もそうでありまして、自然保護の行政の面から見ても、いわば国の哲学の要求される場面じゃないか、こういうようにさへ思うのであります。日本の全人口の五〇％以上が集中する可能性のある、発達した交通機関のど真ん中にある地理的な条件に加えて、日本の顔ともいえる富士山ろくにあるという立地条件にあるわけでありまして、これは当然、富士は日本国民の一つの象徴とさえ言われているのであります。いわば一県の県民としても私有的すべきものじゃ決してないことは言うまでもないのであります。国民がライオン・サファリを許すべきかどうか、こういうような観点も当然要求されるはずの問題じゃないかと思ひます。したがって、国立公園の普通地域も一部かかっていると聞くのであります。これは四十七年から計画が進められていると聞きます。環境庁は、四十七年からいまだでこの問題に対して十分関与して、この問題に対する適当なチェックをしておりますか。

○出原政府委員 昭和四十七年の十月に静岡県に對しまして事前協議の申請が出たようでございます。その後の状況につきましては、静岡県が中心になってこの問題の対応をしておたということでございますが、最初は国立公園の地域の中でこれをつくりたいという計画があったように承知をいたしておりますが、公園の区域を避けさせたという経過があったという報告を受けております。

○島本委員 国立公園の普通地域も一部かかっているのです。避けさせていませんよ。

○出原政府委員 当初の計画は大部分が国立公園にかかる計画であつたようでございますが、それを極力避けさせて、ごくわずか、どうもかかった

ようでございますけれども、そういう状況になつたというように報告を受けました。これは済まない。いままでる言つていたじゃありませんか。確かに私も調べてあります。七十五ヘクタールのうち五ヘクタールが入っている。土地の形状の変更を加える、これを許可している。富士通辺じゃありませんか。かつてはこういうようなもののため、の敷地ないいわゆる富士保全法なるものが廃案になつてゐる。場所が変わつてゐる、しかしながら一方はそんなものは余り知つておらない、環境庁、これはおかしいじゃないですか。環境行政に對する厳しさがこのごろ一本欠けてゐる。注意を喚起しておきます。四十七年からやつてゐるのに知らないでいていいのですか。少しだらしがない。ここは環境問題だけじゃないです。農業問題も交通公害も教育問題も地方自治に関する問題も交錯してゐる。まさに日本における社会的、経済的、國際的な、あえて言う、政治的な局面への集約された縮図だ、こう見てもいい問題じゃありませんか。

それで環境庁、富士山ろくの道路容量を超える車が集中して走行する。そうすると、大気汚染や騒音などの調査は当然実施しなければならぬと思ふのであります。また、動物愛護の面からも当然反対運動に対する声も上がつてゐるというのであります。この声も聞かなければならぬと思ふのであります。これに對して、大気汚染や騒音などの調査は実施しましたか、関係団体の声を十分聞いて対処いたしましたか、お伺ひいたします。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘の問題は、新しい道路として計画されたのは県道でございます。新しい道路をつけた場合にどのような影響が及ぶかという問題は、県自身がアセスすべき問題で、環境庁としては直接は関与いたしません。

○島本委員 これは県道であつても富士山の山ろくという一つの特長地帯である。県道であつても、そういうような場合にはやはり富士保全という立場から意見を聞くか、委任事務であるならば

それに対する対処の結果の報告を受けるか、きつとして、いわば日本の環境保全という面には万全を尽くさなければならぬはずで、まして、道路容量を超えて車が集中して走行すると、当然交通に対する騒音、それから大気に対するいわゆる汚染、こういうようなものが想定される。そうすると、その走行距離に従つていわゆる帰化草、こういうようなものがはびこる。そうすると、いままでの生態系も変わる。何回も論議されたじゃありませんか。こういうようなものに対して知らない、こういう態度でいいのですか。大臣、伺ひます。

○山田國務大臣 無論、われわれとしては、環境行政上の行政的な責任というものは担当しておるし、そういうことについてはできるだけわれわれの任務と責任を果たしていきたいという立場にあることは、また、そうしたいということは、私どもの方針でございます。ただいま事務局からお話を申し上げましたように、直接は県がこの問題を担当する、にもかかわらず、環境上の意見というものは、非公式な話し合いでは、こういう点の充実を方針として願つてゐるという点については、所要の措置等はいろいろ講じてゐるものと私は考へておりますけれども、いろいろ細かいききさつを存じておられますので、なお、この点についてはひとつ、要すれば事務局から答えさせていただきます。

○島本委員 事務局は知つていないといふのです。県の方でやつてゐるからこんなことは関与してないといふのです。そんなことではいいの、か、こういうことなんです。ことに普通の場合でも、公害の発生並びに環境破壊というような場合には、たとえば自治体がやつてゐることも、国民の命に関係する、健康に関係することは当然国の方からアドバイスできるものだ。しかしやつていないといふから、それに対して注意を喚起したのです。これは大臣の方から、そういうような問題に對しては十分配慮するように、今後氣をつけるように言つておいてください。

そういうような観点から一、二、他の省庁も来られておりますから、警察当局も来ておられると
思いますから、若干伺いたいと思います。

としたら、過小に過ぎませんか。

○福島説明員 宮崎、大分の施設につきましては、ただいまちょっと手元に資料がございません。

では、交通渋滞で、十五分から二十分かかるとい
ろを三時間もかかるような状態、定期バスでも二
時間の事態を惹起している、こういうふうなこと

のほかに沼津インターあるいは富士インター等がございますので、そちらの利用を図るような対応策というものを考え、御殿場インターチェンジの

流出、それから市内の湯沢交差点等の渋滞の解消を図る必要があるというふうに考えております。

○島本委員 これはすでに承認をし、ゴーサインを出してしまつてから交通対策を考へるというのはいやいやありませんか。そこなんです。やる、同時にこれらを完備した上でやつたならばどうですか、これならいいのです。もうすでに大分にも宮崎にも前例があるのです。それよりも少ない台数を、そして、いざ、なつたならば、そのときは注意を、これじゃ遅いんじゃないかというのが私の質問の要点なんです。したがって、それを実行に移させる前にそれらをきちんとし、それからゴーサインを出してやる、こういうふうにしてはどうか、こうなんです。

もうすでに御殿場市でも交通渋滞は目に見えてゐるから反対だ。周辺の都市ではみんなそうじゃありませんか。そうであるならば、特にこの問題では、東名高速道路から国道百三十八号線、そして国道二百四十六号線から今度須山―御殿場県道、こういうふうに入つてきますが、もうすでにこの辺はパンクしそうです。現在でもそうなのに、その周辺にこのサファリをやつた場合にはどうなるのですか。そこなんです。それが富士の、これはもう国立公園の特別地域のすぐそばですよ。環境庁はそんなものは知らないと言ひ。ですから、こういうのはきちんとやつてからでないと遅い、そこが問題だと言ひのであります。

ことに、その辺では富士スピードウェイ、この大きな大会があるときには、いまの東名高速道路の交通にはどういふ影響があるか、こういうようなことも十分調べたでしょうか。そして、開催時と平日の交通量の比較、予想されるだけでも五倍くらいになるのじゃないか。まして御殿場インターは、これはもう東名高速道路は破滅的な交通量になるのではないか。それと同時に、駐車場はどのような少ないもので十分だろうか。こういうようなことを各団体が一番心配されてゐるのであります。三千八百台、これは三万八千台じゃありませんか。コンマ一つ上じやありませんか。こうい

うような状態で、周辺の人はパニック状態に陥つてゐるようでありま。

私は、もっとこういうような点では十分に考えた上で許可すべきじゃないか、指導すべきじゃないかと思ひます。自治省の丸山地域政策課長が来ておられるようでありまが、駐車場であるとか道路であるとか、こういうような、他の都市に与える一つの困難な状態を打開するように指導してゐるのですか。指導してゐるとすると、その内容を知らしてもらいたいのであります。

○丸山説明員 お答えいたします。自治省といましては、各都市が健全な姿で発展をしていきますように一般的な指導をいたしておりますが、このサファリの問題につきましては、正式の相談を受けておりませんので承知いたしております。

○島本委員 そうすると、警察庁ではこの問題はどういうふうにして指導されておりますか。これもやはり現地に任して、全然警察庁でも知らないのですか。

○福島説明員 この施設ができることにつきましては、静岡県警察から報告を受けて承知いたしております。現在まだ施設開設までには相当の期間もございまして、私どもと静岡県警察と十分協議いたしまして、関係方面に必要な対策をとつてもらうように今後要請するということについて、いま詰めてゐるという状況でございます。

○島本委員 そういふような態度が欲しいのであります。できるならば前もつてそういうような点を予測して、そしてアドバイスしておいてほしい、こうさへ思ふのであります。ことに富士の自然動物園が開設される場合には、一万五千台を収容するような駐車場も必要になつてくる。それに三千八百台くらいだ、どうも私は理解しかねるのであります。そして、この車の排気ガス、騒音、それにまいたまひのような状態では、その周辺に違法駐車をさせてはならないし、それだけの容量の駐車場を設けなければならぬし、近隣の都市に迷惑を与えないように十分話し合ひをさせておか

なければならぬと思ひのであります。どうもこの辺は欠けてゐるやうに聞いておりますのであります。一たんこれがつくりだれて、そしてその後になつてトラブルが起きます。トラブルが起きてからではもうどうにもならないのであります。この点十分指導してやつてしかるべきだ、こう私は思ひます。

ちょうど去年の十一月二十九日に、御殿場市長が会社の説明を聞いて、机上のプランである、そして新道を東名から直接サファリにつなげるのか、でないかという問題は解決しないのだ、こういうふうに出てゐるのであります。そうすると、道路公団でもこれは高速道路から直接別な道路を予定してございませうか。

○平田参考人 ただいまのところ、何の予定もございませ。

○島本委員 道路の予定もない、現在の道路そのまま使う、これでは解決になりません。あえて周辺の都市が全部反対してゐるというのは、それで私もわかるやうな気がいたします。御殿場市、三島市、沼津市でさえも、これに反対してゐるやうじゃありませんか。ずっと離れてゐるのになぜ反対するのだらう、いろいろな要素が込み合つてゐるやうです。まず交通の解明、この問題だけは警察庁でも十分配慮して、不慮の事故というものを起さないやうに十分してからこれを実行させるやうにしてほしい。他の方では、宮崎でも大分でも後追い後追ひになつて、この問題が十分解決されておらない。一部解決してもまだ残つてゐる。こういうやうな状態があるから、三番目にできる富士のやうな状態があるから、もっともつと慎重な配慮が必要だ、私どもはそれと思つてゐるのであります。どうもそれが足りないやうであります。

それで、私は、汚染の問題で一つ確かめておきたいのであります。建設予定地は、御殿場市や裾野市や三島市や沼津市、これらの市の地下水の主要な水源涵養地である、こういうやうなことを聞くのであります。雨水や汚水や下水の処理を含

めて、汚染に対する対策、こういうやうなものの影響予測、調査は十分されておられましようか。

○二瓶政府委員 この計画につきましては、県の方で強い行政指導を行つておるわけですが、ただいまお尋ねのございました地下水との関連でございませが、まず動物舎の排水、それから入園者の生活排水、これにつきましては三次処理まで行うということ、大体BODにいたしまして一〇ppm、いわゆる一律基準が、日間平均一〇ppmでございませが、これに對しまして、三次処理をやりますと一〇ppmまで落とす。それからSSの方につきましても、日間平均一五〇ppmというのが一律基準でございませが、これを二〇ppmまで落とすというやうな三次処理まで行うということに行政指導をやつておるわけだ。そこで落としました処理水につきましては、これは地下浸透といひますが、土壌還元をして処理をするということもございませ。それから、動物舎外の動物の尿、これも土壌還元されるということになるわけでございます。

そこで、この土壌還元によります地下水の汚染につきましては、県の方で、要するに筑波大の山本教授先生にお願いをしまして影響予測調査を実施をいたしました。その結果によりますと、地下水に影響を与える可能性の多い窒素分につきましても、土壌なりあるいは植生に大部分が吸収されるという予測結果に相なつておりまして、静岡県といたしましては、地下水汚染を引き起こす恐れはないというやうに一応判断をしてゐるわけでございます。しかし、なお念のため今後、観測井を掘りまして、それで地下水の水質の監視、それからただいま申し上げました処理水そのものの水質の検査を行うやうに事業者を強く行政指導してゐるやうに聞いております。環境庁としましては、今後とも静岡県と十分連携をとりまして、その辺の状況を十分把握いたしまして、必要があれば当然これは環境庁としても強く指導するやうなことで、周辺の都市の住民の方々、御心配の向きもありませんから、地下水の汚染防止とい

うことにつきましては遺憾のないように努めてまいりたい、かように考えております。

○島本委員 この建設予定地、この辺は富士の伏流水、いわば地下水流ですか、そこに生活水を仰いでいるのが沼津や三島や富士市でありまして、そこが心配しておるわけですね。いま局長が言ったようなそういうところは三次処理までやっているから心配ないはずだ、なおかつ心配しているというところ、この辺は十分話し合いがされてないというところじゃないか。やはりこれは主要な水源涵養地であるということで、雨水や汚水や下水の処理を含めて、これは十分にこの問題の調査をして納得させてやらないといけない問題だ、こう思うのであります。いま局長が言ったそれくらいは知っているのじゃありませんか。知っていてこれは三次処理までやるから絶対安全なんだ、こういうふうに言ったら納得するじゃありませんか、それをなぜ反対するのですか、この辺、私よくわからないのでありますが、再度自治省から伺っておきたいと思ひます。

それから、土壌の自浄能力、これはやはり実験室と自然とはちと違うのじゃないかと思ひます。まして自然の場合には複合汚染ということも考えられるし、BODで言えば、動物の尿尿の方は人間の数百倍とさえ言われております。ふんは回収しても尿はたれ流し、降雨期ではこれはもう一緒に回収不能、こういうようなことだから心配するのじゃないのかな、こう思うのです。宮崎では周辺の水質の窒素含有率が高くなつて大分心配されているのであります。ここに關しては心配ないんだ、調整するためにこういう施設をするから心配ないんだ、こういうようなことでなければならぬのであります、それは完全なんです、か建設省—それではわかつている人ではないですか。完全なんです。

○二瓶政府委員 予測調査を担当されております山本建設先生、この方は、こういう地下水の面につきましても日本の最高の權威とも言われておる方でございます、そういう面から見ても、相当

信憑性の高い權威のある報告ではないか、かように思つております。

それからもう一つは、予定地に隣接したところに忠ちゃん牧場という牧場がございます。牛が八十五頭、羊が二百頭、ヤギが二十頭、馬が三頭というのを飼育をいたしております牧場でございまして、この忠ちゃん牧場ではサハリ・パークのこの計画の二倍近くの窒素の負荷がありまして、現にそれを排せつをしておるわけでございますが、地下水の調査をいたしますと特に影響が出ていないという結果も出ておるといふふう聞いております。そういうことから、まあ大丈夫ではないかというふうにもお話し申し上げましたように、不安に思つておる住民の方もおられるようでございまして、この辺につきましても、県なり事業者等から十分その辺の説明もして、納得のいくようにすべきではないか、その面についての指導もしたい、かように思つております。

○島本委員 その辺はいいですね。環境庁としてもその辺まで考えてやるといふのはいいと思ひます。ただ、いま言った忠ちゃん牧場、私は知りません。しかし、今度の場合には十二万平米のサハリ・パークにライオン五十頭、トラが十五頭、キリンが十五頭、象が十頭、三百三十五頭を放つて周辺からこれを見ようという計画のようでありまして、そういうようなことからして、私も思つては、この公園自体がぐみ上げる水量、それから周辺の市の水源に影響があるかないか、それと排ガスや窒素含有率が高くなつて農作物に影響があるかないか、これは当然大分、宮崎ではあつたという報告があるのであります。それから動物の糞、こういうようなものでカラスが周辺の農家のビニールを荒らしたりして、また別の被害を与えるようなおそれが複合して醸成されないか、こういうような点も住民が心配しているのです。もうすでに大分でも宮崎でもそういうようなことがあつたのであります。やはり対策はきちつとしておいてやらなければいけないと思ひるのであ

りますが、これは十分対策は指導してございましょうか。これはどつちになりますか、やはり環境庁でしようかね。

○出原政府委員 これらの件につきましては、静岡県で土地利用対策委員会というのを設けまして、その委員会の中でそれぞれの関係者が集まつて、特に専門家の意見を聞くべきものは専門家の意見を聞くというようにして最終の結論を出したと承知をいたしております。

その際に、地下水への影響等につきましては、相当詳細な検討をいたしたようでございますが、先ほど水質保全局長から申し上げました山本教授の御意見を伺うということ、それから忠ちゃん牧場のお話が出ましたが、忠ちゃん牧場につきましても、現在も、水を取つて検査をする場合の井戸は牧場の南側に削井をしておる、そしてそれを検査をするというふうなことをしておるようでございます。その中で、それらを参考にしながら、飼育面積あるいは当該地域の形状変更等を考え、排せつ物が全体不均等に出てくるというふうなことを考慮して飼育面積を決め、生態系による吸収を計算をして大丈夫だという判断をしたと承知をいたしております。

○島本委員 この計画そのものもアフリカのタンザニアとしてケニア、あのケニアの自然公園の発想を参考にしているのじゃないかと思われるのであります。しかし、そういうようなことで草食動物が走つて歩く、それに肉食動物が襲いかかる、そして自然の摂理を自動車で、窓をあけないで、それも舗装道路の上を走りながら見る。それに動物が寄つてきて一切手をつけない。そういうような一つの条件でこれは行われておりますが、確かにこれはすばらしいものもあると思ひます。しかし、これはアフリカの草原でこそ活動性にあふれる動物、そして、その動物の組み合わせによつてこれが見られるから自然に観測できる。それを日本に持つてくる。九州なら暖かい。しかし、富士山の中腹、それも海拔七百メートルから八百メートルを超える高さのところ、いわば寒冷地帯、

こういうようなところにアフリカのライオンやトラや象、キリン、こういうようなものを持つてきて、十分それに対応できる、教育資源としても、子供たちに自由にこれを見せるような参考になるのでしようか。そういうような発想に対しても私は少し疑念があるのであります。当然おりの中の生ける標本、こういうことになって、ただ動物園をながめている、ただそういうような発想で人を寄せ集めている、こういうようなことでは少しがっかりするのであります。同時に、生存率の維持、こういうようなことができなければ補充しなければならぬ。補充しなければならぬとすれば、アフリカから持つてくる。しかし、持つてきたやつは、べたつとしてさほど動きもなく、そのまま死んでしまふ。こういうようなことがあつて、動物保護の面からも当然問題があるのじゃないか、こういうふうにも思ふわけでありまして。自然保護団体から相当反対の動きがあるということを知つておりますが、環境庁、これを知つておりますか。

○出原政府委員 地元の自然保護団体なりあるいは全国的な団体から、この件につきまして反対の御意見もあるということは承知をいたしております。

○島本委員 同時に、自然保護局長に聞いておきますが、富士山ろくろ箱根の周辺の景観、これとその周辺の山々の天然林の植生、こういうようなものに影響があるまいとどうか。

○出原政府委員 この計画につきましては、静岡県が事業者の方にいろいろ注文をつけておることを承知をいたしております。特に植生につきましましては、サンショウバウとかアシタカツツジといったような富士山の周辺でしか見られない植物がこれのあたりにも自生をしておるといふことがございまして、できるだけそれは避け、あるいはそれを動かす場合も保存をするというように指導をして努めておる、したがって、できるだけ富士山の緑を残しておくという努力は、県当局が十分に指導をいたしたようでございます。

景観の変貌につきましては、こういう施設をつくるわけでございますから、それに伴う若干の変動は免れないと存じますが、地域的には富士山の山ろくの全域からいえば一部分でございますので、県当局の報告も、この程度ならということで、特に、若干国立公園の普通地域、届け出で足りる地域以外は全部国立公園の地域を避けたという事情をも勘案して、差し支えないというように判断したようでございます。

○島本委員 なお、この時点では、環境庁の自然保護の問題にも触れてまいりますが、サンショウバラその他の大事な保護植物ですが、何というのですか、そういうようなものは他に見られないようなものもそこにある。これに対して、造成によって消滅されないように、十分実態を調査しながら、当局においても対処すべき点と、環境庁においてもきちっとした指導をしなければいけないと思います。

また同時に、野鳥の保護の点では、この辺一帯は他にも類例がないような野鳥の多い場所だと聞きます。これはどうなっていますか。

○出原政府委員 これらの地域に生息しております鳥のたぐいは、植物の状況から判断いたしました。草原性の鳥の一般的な種類であると考へられます。したがって、当地区の開発に当たっては、鳥類保護という面からは極端に大きな問題は出ないだろうというように考へられますが、県としては、野鳥の調査研究に実績のある高等学校の先生の方にお願いをし、鳥類保護の観点から意見書を提出してもらっており、これを十分尊重して今後指導を行っていくという方針でございますので、環境庁といたしまして、県と十分連絡をとって間違いないようにいたしたいというように考へております。

○島本委員 ことに環境庁では、自然保護行政という面からしても、これは専断な自然権、これを備えた野生動物を観光娯楽の商品化をする、余りそれに徹する場合には国際的にも自然保護行政の

質を問われることになるわけです。私はこの点を十分環境庁としても考慮して、そうして指導してもらいたいと思います。

同時に、防災について伺いますが、これは建設省ですか、警察庁ですか、自治省ですか、塚田政務次官の方ですか、どっちの方になりますか。この防災は野生動物園に不可欠の要件になっておりますが、こういうような点はきちっとしてござい

ますか。

○出原政府委員 こういう施設をつくりましたときに、その後の防災の問題が重要でございます。静岡県の土地利用対策委員会が決定をいたします。起業者に対していろいろな指導を行っておりますが、その一つとしましては、地震等自然災害発生時における動物の逃亡を防止し、地域住民の安全を図る措置について具体的にいろいろ指導をして、その安全を期しておる、こういうことを承知をいたしております。こういう面が、各種の行政を持っております県としては、対応するには非常に努力をしたというように承知をいたしております。

○島本委員 駿河湾地震、これは直下型と言われているんですが、横揺れに關係なく、直下型の場合には、基礎になる岩盤、こういうようなものを考へるときには、十分対処して建造物をつくらなければならぬじゃないか、こう思います。そういう危険はもちろんながら許可しているのじゃないかと思いますが、もっと大地震のときにはどうなるかということも十分想定してござい

ますか。

○出原政府委員 その点につきましては、十分確認をいたしておりますが、さらに県当局に十分私どもとしては指導を尽くしたいと思っております。

○島本委員 ことに野生動物は反応が鋭いわけでありまして、そうして、荒れ狂った場合には想像を超えたような力が働くのでありまして、周辺の住宅地帯では猛獣の危険性をこういうようなために懸念しているのじゃないか、こう思います。駿河

湾地震の中心地だけに、その点は十分に考慮すべきではないか、こういうふうに思っておりますが、この点の指導は十分ですか。

○木村説明員 お答えいたします。いま御質問の対策につきましては、まず第一に、動物が逃げ出すという事故を起こさないように、防護施設をしつかりするというのが必要かと考へております。警察といたしまして、県市、関係行政官庁と検討協議をいたしまして、さらに会社側に対しまして指導を十分にいたしまして、安全防護対策について万全を期していきたいと考へております。

なお、万が一にもそういうことがあつてはしきないわけでございますが、猛獣が脱出するような緊急事態が発生した場合の警察の措置でございますが、この場合には観客や住民の安全を確保するというのが第一でございますので、関係機関、団体と協力をいたしまして、観客や地域住民に対する広報を徹底する、動物園一帯の道路の交通規制をする、観客、付近の住民等の避難、誘導をする、逃げ出した動物の捜索、捕獲等の措置をとる考へております。

○島本委員 念のため、これは最近のあの地震の例もありますので、駿河湾の地震はことに直下型と言われているので、その地帯にこの施設ができるわけでありまして、その耐震構造、絶対これは安全だということにしておかないとだめじゃないかと思ひます。どういうような構造でこれをやっているのか。耐震上、絶対大丈夫だ、こういうような確信を得たいと思ひます。したがって、これは後ほどでもいいですから、この構造なり基礎になる建設の仕方なり、こういうものに対しては資料として提出願ひたい、こう思ひますが、よろしゅうござい

ますか。官庁はどっちの方になりますか。警察庁ですか。

○出原政府委員 所管の官庁をちょっといま私ども明確にいたしませんので、県と照会をしながら、具体的に、それでは私どもが取りまともを御報告をさせていただくようにしたいと思ひ

ます。

○島本委員 大分時間も進んでいるようでありまして、賛成、反対、こういうものがまだ後を絶たないで相当エキサイトしているというようなことも聞くのであります。そうして、反対の人たちの中にも、賛成、推進の人たちの間にも本音を言えない、こういうような一つの動きもあるようでございまして、なかなか事重大なようでありまして、いろいろな関係の資料もあるのですが、しかし、それにしてもこれは余り望ましくないと思ひます。私としても、いま言ったように十分対策を講じているならば、反対派の人もある程度理解できるんじゃないか、ことに水源をそこに仰いでいるような大都市では、絶対安全なんだといって反対するような都市もないのではないかと、この辺の対話が十分行われていないのではないかと思ひます。そうでなければいまの答弁の内容に狂いがあるのじゃないか、したがって納得しないんだ、こう思ひるのであります。そういうようなことからい

まして、沼津市や三島市や富士市というふうなところは依然として伏流、地下の水流を生活水に仰いでいる、これはなお不安だ、こういうふうな言っているのであります。こういうような点に対してはひとつ十分に対処するようにしなければならぬ、こう思ひます。それと同時に、地震地帯であるという点から、施設そのものには厳重な注意の上にお注意をさせるべきじゃないか、こういうふうな思ひます。

それから、道路そのものはいまでもパンクの状態にある。それにまたこういうような施設が開園する場合には、恐らく他の方法を講じなければ、これはとんでもないことになってしまふおそれを感じられます。こういうような点を含めて建設省でも十分この点は指導してしかるべきじゃないか、全部で上がつてしまつてから後追いするうちに、交通渋滞、道路幅を広げる、また別に道路をつくる、これじゃ少し遅過ぎないか、こうさへ思ひるのであります。こういうような場合には、建

設省

設省としても十分考えがあるのじゃないかと思ひますが、これらは十分考えてございすか。ありましたら、この際知らせてもらひたい。

○塚田政府委員 お答えを申し上げます。

道路の事情等につきましては建設省関係の所管でございすから、首都高速道路から参ります東名高速道路に關係のある問題でございすので、私どもも地元の公共団体と十分に検討しながら対処してまいりたいと思ひてございす。

○島本委員 なお、この問題等については環境庁自身も十分知つておるとおりであります。それは昭和四十八年四月三日、七十一国会に出された富士地域環境保全整備特別措置法案、これは四十八年七月六日にこの委員会で登坂重次郎委員がただ一人質問したきりで継続審議になつて、第七十二国会でこれが審議終了、廃案、こういうふうなことになるのであります。内容としては、これはもう保護または利用のための規制ということで、徒歩利用地域、自然探勝利用地域、野外施設利用地域、宿泊利用地域、この四つの地域指定、この区分してこれを実施する、これでさへも富士利用に傾いてゐる、こういうふうなことでこれが廃案になつてゐるいきさつがあるものであります。この利用という、むしろ前の法案の方がきちつとして国民的な一つの見地に立っているのじゃないか、こうさへ思ふのであります、これも大所高所からしてこの法律案は廃案になつておるのであります。今回の場合は特に営利の問題も入つておりますから、今後の問題としては十分その運営の面を氣をつけて指導されるように、心からこれを要請しておきたいと思ひます。

最後に、環境庁長官のこれに対するお考えを伺つて、私の質問を終わらせてもらひます。

○山田国務大臣 ただいまは環境上の問題も含め、いろいろな点について、大變なる御注意をいただきました。われわれの仕事についての御関心等も含めて、心から感謝してございす。御注意の諸点、十分われわれとしては關係方面とも連絡いたしましたして、ひとつ善処したいと思ひて

おります。どうもありがとうございました。

○島本委員 終わります。

○久保委員長 この際、午後一時四十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時四十四分開議

○久保委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。古寺宏君。

○古寺委員 環境庁長官の所信表明に對しまして、若干の質問をさせていただきますと思ひます。

まず最初に、この所信表明の中で、より快適な環境を創造していくというのが環境行政の任務である、こういうふうにおっしゃつてゐるわけですが、より快適な環境を創造していくためにはどのような決意が必要であるかということについて承りたいと思ひます。

○山田国務大臣 御承知のごとく、環境行政については、これまでわれわれ人間の生活を公害というものは、これまで守つていくということ、そしてまた、自然の破壊というものを防止していくということ、これが重要な仕事として行われてまいつたわけですが、世にアメニティーというふうなことを言われてゐますけれども、同時に、われわれ人間の力でつくり出してゐるいろいろな環境、特にわれわれの都市生活というものが人間社会において集約的に行われてゐるような現状におきましては、そういうわれわれがつくり出していくところの人為的環境というものを少しでもより快適なものにつくつていかなければならぬ。むしろ、このことは環境庁だけというものの分野を越えて、あるいはまた人間の都市生活の一番中心でございす都市計画を初めとしたしまして、道路、下水の建設等、広くわれわれ人間の生活環境全般にわたつてわれわれが努力しなければいかぬ。しかもこれは、非常に広いあるいは長期的な

観点に立つてこれに対する対策を立てなければいかぬということにございまして、われわれは公害の防止というものと自然環境の保全と並んで、ひとつこういう方面に長期的また広い立場から、あるいは關係省のお仕事に對してわれわれの希望を述べていく。たとえばちょうど御案内のように、水質汚濁の防止というふうなことになつてまいりますと、家庭用排水というのことに對するわれわれの貢献というものが、ことに下水道の整備というふうなことを考えていかなければなりません。したがつて、下水道整備というものの對しましては、環境庁の立場から強くこれを要請してこの経費の非常な増額というふうなことも行われておりますし、あるいは道路の建設について、いままでのただ道路をつくればいいという見地だけではななくて、やはり空氣の汚染あるいは振動、音響というふうな立場でございすものと、そういう見地から、これらの被害というものをできるだけ緩和するような立場においての道路の建設というものをやつていかなければいかぬ。いろいろそういう問題がありまして、したがつて、廣くかつ長期的な目でそういう点での環境づくりに對して少しはわれわれの立場から寄与していきたい、こういう決意をもつて臨んでまいりたいという考えをお示し申し上げたような次第でございす。

○古寺委員 最近、新聞の報道によりますと、環境庁の環境アセスメント法の内容が大部分後退しているように報道がなされてゐるわけにございす。環境庁にお尋ねをいたしましたところが、これは環境庁が発表したものではない、こういうふうにおっしゃつてはおりますが、現在、環境庁としてお考えになつておられる環境アセスメント法案の内容は大体どういふものであるかということをお尋ねいたします。非常に広範な範囲にわたりますので、新聞で報道されております三点につきまして承りたいと思ひわけにございす。

まず第一は、環境影響評価の技術指針をつくるに当たつては、以前は環境庁長官がこれをつくる

予定でございましたが、今度はそれぞれの主務大臣がこの指針を作成するというように報道をなされております。また第二には、最も大事な都市計画でございす、これが環境庁のアセスメント法からは今度は除外されてゐるようでございす。いま大臣の御答弁にもありますように、快適な都市生活の環境づくりをしていくためには、また公害を未然に防止していくためにはどうしてもこの都市計画というものが必要でありますし、その都市計画の以前に於いてきちつとした環境アセスメントというものが必要になつてくるわけでありす。しかもわが国の人口の八〇％、また国土の二〇％を占めてゐるのが都市でございすので、その大事な都市計画がこのアセスメント法から除外されるということになれば、全くの骨抜きのアセスメント法と言つても過言ではないのではないかと、私はこういうふうに考へるわけでありす。

また、第三点のいわゆる住民参加の問題でございす、これが非常に限定をされております。現実にはそこに住んでゐる、ある一定の限られた地域に住んでゐる地域住民しか縦覧をしたりあるいは意見を述べることができない、こういうふうな非常に制約された内容になつてゐるわけにございすので、この三点について新聞の報道が正しいのかどうか、環境庁としてこの三点についてはどういふふうにお考えになつておられるのか、この点を承りたいと思ひます。

○信澤政府委員 先生お話しのように、先般新聞紙上等に報道されました記事につきましては、私どもが公式に発表いたしましたものではございせん。しかし、その内容がどうかということになりますれば、取材源その他は私ども十分存じておりますが、私どもが各省と折衝をいたしてまいりました過程でいけば一つの整理としてつくりましたものをもとにしてお書きになつた記事であるというふうな思ひわけにございす。

そこで、いまの三点の問題についてでございすが、第一点の指針の問題でございす。

これは、法案ご提出されませんでしたでしたが、昨年国会でいろいろ御論議があった中で、やはりこの指針の問題についてのお尋ねがございました。三月には参議院の予算委員会でもございましたし、四月にはこの委員会でも御質疑があったわけですが、その際の政府委員の答弁は、御承知のように、指針は環境庁長官がつくり出す、しかし、これはいわばいろいろな事業に共通する事項についての指針を定めるのです、それから細目は、対象事業の実態から見ても、事業実態を一番よく知っている主務大臣にお願いするのです、こういう答弁をしておいたと思います。そこで、これに對しての御批判もいろいろあるわけですが、私どももいたしましては、やはり細目といえども全く環境庁が関与しないというたてまえの方がむしろ困るのではないかと、指針をつくるという点でも、いま申し上げたような共通の一般的な指針であるならば、これはそれなりに意味がないとは申しませんが、どちらがいかというところを現実的に判断した場合、一つの考え方として、事業内容に精通している主務大臣にまず問題を提起してもらって、それに対して私どもが協議を受けて、私どもの意見を言う。それで、この協議と申しますのは相談するというような印象でございまして、法令用語としてはやはり相手方の同意を得るといふのが、これは従来からの政府部内の一一致した見解でございまして、したがって、協議という表現が悪ければ環境庁長官の同意を得てということに直してもいいと私どもは考えているわけですが、ともかく、そういう形で細部に至るまで環境庁として関与できるように体制にいたしたいということを考えた場合に、あのような一つの考え方が出てきているわけでございます。

それから、第二の問題の都市計画でございまして、御指摘のように大変重要な事業が都市計画事業として行われるわけでございます。それで、これにつきましましては、この法律の対象から除いたという御指摘がございましたが、実は対象から除いているという気持ちは私どもないわけでございます。一部の新聞には対象事業として市街地整備事業というものを書きになっておりますが、市街地整備事業というのはまさに都市計画法の規定によつて行われる事業でございます。ですからそういう対象事業に入れているわけでございます。問題は、いろいろな手続の中に、すでに都市計画法では御承知のような公聴会その他の規定あるいは公示、縦覧、住民の意見を聞く等々の規定があるわけでございますが、これは必ずしも環境問題の観点からする規定ではございません。ございせんが、そちらの方を直して、いわば親元であります私どもの考えている法案と調整のとれた規定に向こうを改正してもらい、いわば手続面では、改正された手続でやってもらう、こういう考え方はどうであろうかというところを、特に建設省とのお話し合いの過程で提起をいたしたわけでございます。つまりすつぱり持つていくのではございませんで、対象事業としては残っている、しかし手続は都市計画の一連の手続の中に具体的に組み込んだ方が、いわゆる総合立法である都市計画法の運用上はベターであるという建設省の御意見もわからぬわけでございます。それで、法技術的にいろいろ問題がなお残っておりますけれども、対象から除外するという趣旨ではないという点だけは御理解いただきたいと思ひます。

それから、第三点の住民の意見を聞く範囲でございまして、これはいろいろな考えと変更がございまして、昨年、この法案について何回か新聞報道等ございましたが、一番最後の四月の十日ないし二十日にかけてのころの一部の新聞報道等によりますと、だんだんこれが後退して、関係市町村の住民というふうになってきたようだというような記事もあるわけでございます。私どもが出发点といたしているのは、昨年、全部の調整は終わっておりません、終わっておりませんが、しかし相当程度の役所との間にはおおむね合意を得たということをお国会でも当時政府委員が御答弁申し上げていたわけでございますので、いわば出発点はそこに置かざるを得ないということで、その考え方を今日踏襲してきています、こういうふうに御理解いただければ幸せだと思ひます。

○古寺委員 それから電源開発事業でございまして、これは除外する考えでございまして、アセスメント法が、ただいまのところ、除外する考えは持っておりません。

○古寺委員 大臣にお尋ねしますが、大体この法案につきましては、いつごろをめぐりに出される予定でございましょうか。

○山田国務大臣 具体的なめどという点でございせん。われわれとしては目下、先ほども政府委員が答弁しておりますように、いろいろな点で関係各省との間に協議を進めているのが現段階でございまして、出たようなものは、そういう折衝の過程のものが取りまとめられて何かの形で出たのじゃないか、こう思っております。

大体、事前にアセスメントを行うということが全般からいって望ましいし、また効率的でもある、こういう点の考え方はとにかくおおむね浸透してまいっておりますので、いろいろな問題点をもう少しお互いに詰め、相互理解を深めて、この法案提出の本当の目的、つまり事前評価という点、これが一日も早くできるということ、ひととつでできれば今国会というところで、いまい鋭意いろいろと打ち合わせを進めているような状況でございまして。

○古寺委員 昨年も一昨年もアセスメント法が出てくることをわれわれは期待しておったのですが、各省庁との間の協議が続いているためになかなか結論が出ないということに及んでおります。しかし、今回の所信表明の中でも、快適な新しい環境を創造していくことが環境庁の任務であり、さらにまた「景気回復のため、大規模な公共投資による経済産業活動の刺激が要請されておりますが、このような情勢にあつても、環境保全の基本的条件が保持されるよう十分留意してまいる所存であります。」というふうに所信表明を一応お聞きした上では、非常に積極的に公害の未然防止のためにも、また今回のように大型の公共投資が行われる、そういう場合においても十分に環境保全には留意していくんだ、こういう決意を述べていらっしゃるのでもございますが、アセスメント法が一向に出てくる気配がないということ、早く言えばそれは口先だけの所信表明であつて、本當の決意がまだ固まっていけないように私、感ずるわけなんです、そういう点はどうかございましょうか。

それからもう一つは、先ほど都市計画のお話でございまして、こういうものを除外する、あるいは電源開発事業を除外するということになりますと、環境庁の果たす役割りというものは全然ないんですね。縦割り行政でいろいろな問題が出てきて、それをカバーするために、そういう公害を二度と繰り返さないためにせつかく環境庁というものが発足しているわけなんです。その環境庁の果たすべき使命というものが何にもなくなつてしまふような気が私はするのですが、そういう点はどうかございましょうか。

○山田国務大臣 先ほども申し上げましたように、所信に述べております以上、無論私としては全力を尽くして実現に努力したい、こういうつもりでやっております。ただ、相手のある仕事でもございまして、平たく言えば、これまではいろいろの各省関係というふうなことで、単なる権限争いというよりなことがばかりじゃなくて、つまり、同じ目的を達するのにどのような手法をもつていくのが一番いいかというふうな問題も絡んで、なかなか協議が進んでいなかった点もあったわけなんです。現在ではいよいよみんながとにかく土俵に上がつてきて、そして原則論の土俵では意見が一致した、どうやるかが現状に即して目的も達するし、また客観的にも一番合理的な方法かというふうなことで意見を詰めておるといふのが現在の状況でありまして、われわれの努力と熱意はちつとも変わつておらない点は、どうか御理解いただきたいと思います。

○信澤政府委員 都市計画の問題、先ほど申し上げ

げたように、全部外してしまうというのを考えているわけではございませんで、指針その他は環境庁が関与して十全なものをつくる、こういうたてまえでございます。

それからなお、法形式といたしましても、今回御提案しようと考えている法案と一体をなすものでございまして、これは法制局と十分相談をした上でないといふ申し上げられませんが、仮にそのような考え方をとる場合には、この法案の附則でもって必要な改正をいたす、したがって、御審議は一体的にやっていたらというふうな形に持っていきたいと考えております。

○古寺委員 大体いつごろをめどに提出されるんですか。

○信濃政府委員 政府部内での取り決めでは、予算関係以外の法案については三月十四日が閣議決定の最終日ということになっておるわけでございますが、私どもとしては、何とかそれに間に合わせたいという気持ちでございますが、率直に申して、若干遅刻届けを出さなければならぬ事態になるのではなからうかというふうに思っております。

○古寺委員 大臣、いいですね。三月十四日まで一応詰めなければならぬことになっておるわけですよ。ですから、この環境庁内の事務的な問題は、長官の方からよく局長さん方にお願いをし、十四日に間に合うように詰めていただきたいと思っております。また各省庁とのいろいろな連絡につきましましては、各大臣に長官の方から要請をして、十四日に間に合うように進めていただきたいわけなんです。もう五十年も五十年も同じことを繰り返しているんですよ。これは三回目なんです。その辺について、大臣は十四日をめどに本気になってこの問題に取り組まれるかどうか、お尋ねします。

○山田国務大臣 これは先ほどお答え申し上げたとおり、われわれとしては、目標に全力を置いて努力しているわけですよ。（「努力じゃだめだ」と呼ぶ者あり）いや、それはいろいろなお話がある

ようでございますけれども、このことはどうも一人で踊っているわけにもいかぬもので、相手がいるものですから。しかしながら、非常な熟意をもって、いまおっしゃっているように政治的に話すべきものは話をする、事務的に詰めるものは詰める、このこととやらうということとをやっているわけでありまして、その点はひとつ御理解いただきたいと思っております。

○古寺委員 長官の生涯の歴史の中で非常に意義のあるお仕事だと思っております。この問題については、長官の決意によって一切が決まるわけでございます。もちろんお一人ではできません、しかし、長官の腹構え一つによってこの問題は決まると思うのです。ですから、そういう面についてはもっと強い決意で、十四日をめどにひとつこの問題の解決ができるように努力をしていただきたいと思っております。

次に、瀬戸内海環境保全臨時措置法第三条の基本計画の策定が非常におくれているわけでございますが、この基本計画の策定につきましましては、いづるまでもこれに策定するのか、そしてまた、瀬戸内海法の後継法はいづれお出しになるのか、この点について承りたいと思っております。

○山田国務大臣 瀬戸内海環境保全に関する基本計画でございます。これについては、五十一年度の十二月に瀬戸内海環境保全審議会から瀬戸内海環境保全臨時措置法第三条の「環境の保全に関する基本となるべき計画」の基本的な考え方について答申をいただいております。これは御承知のとおりでございます。目下この答申の趣旨に沿って、後継法の検討とあわせてその基本計画の具体的な内容について鋭意検討いたしております。この内容でございます。御承知のように、この臨時措置法は今年十一月でもう切れるということになっております。この中で、何としても今次国会に間に合わせてやるというところは、これは至上命令というところでございまして、その目的をもちまして、これまたいま一生懸命にあるいは必死の努力をいたしているような状況でございます。

○古寺委員 この後継法に盛り込もうとしている柱と申しますか、内容についてお尋ねしたいと思っております。なお、赤潮対策につきましまして、窒素あるいは磷の規制について、この内容に盛り込むお考えがあるかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○山田国務大臣 現行臨時措置法に引き継ぐ法制度については、現行法に盛り込まれていない諸措置をいかに引き継ぐべきか、また環境保全計画の基本的な考え方についての瀬戸内海環境保全審議会からの答申及び各界からいろいろ意見が出ております。そういう意見とか要望、そういうものをものといたしまして、今度の新しい法律においてどのようにこの柱を持ってくるべきかという点については、目下鋭意検討中でございます。いま御指摘の赤潮問題も、過去の経験にもかんがみ、ひとつ検討してもらいたいというふうに考えておる。このことをひとつ申し添えておきたいと思っております。

○二瓶政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げたわけでございますが、特に磷の規制の關係について、若干補足したいと思っております。

環境庁といたしましては、赤潮発生の要因物質、赤潮の発生のメカニズム、これはよくわかっていないわけでございますが、いすれにいたしまして、窒素なり磷等が要因の物質になっておるといふことは、これは否めないと考えております。この窒素と磷というものを考えました際に、処理技術の面からいまして、磷の方につきましましては一応実用化の見通しが出てまいっております。したがって、環境水質なりあるいは排水処理技術、こちらの面についてのガイドラインと申しまししょうか指導指針、こういうものの設定という問題に取り組みたいというところで、五十三年度の予算等におきましても所要の調査検討のための経費を計上して御審議をいただいております。一般的にはそういうことでございしますが、特にこの瀬戸内海の關係につきましましては、御案内のと

おり、昨年の八月末、播磨灘で大規模の赤潮が発生した、養殖ハマチ等に甚大なる被害を及ぼしたというふうな事態にもかんがみまして、瀬戸内海につきましましては、磷の削減につきましまして何らかの具体的な対策を、これは先駆的に、全国的なものに先駆けて何か実施できないものかどうか、後継法にそういう面を、根拠になるような規定等が織り込まないものかどうか、ただいま鋭意検討しておりますという段階でございます。

○古寺委員 瀬戸内海の問題は、埋め立ての問題については非常に規制をしているわけでございますが、今後、下水道の整備がどんどん進みますという、土地がないわけでございますので、終末処理場をつくる問題ですとか、あるいはまた終末処理場から排出されるものの汚泥の処理の問題ですとか、いろいろの問題が出てくるわけですが、その際、現在までの埋め立てに対する考え方が変わるようなことがないかどうか、承りたいと思っております。

○二瓶政府委員 瀬戸内海の埋め立てにつきましましては、先生御存じのとおり、一般的な公有水面埋立法に基づきます環境保全上の配慮というもののほかに、瀬戸内海の法律の十三条の規定に基づきます瀬戸内海の特殊性を配慮すべしということがあつてまいるわけでございます。そういうことで個別案件ごとに審査をしておるところでございます。

ただいま御質問の点は、不水道がだんだん今度は進展していく、生活系排水対策ということと下水道の整備を進めていくということになれば、当然その終末処理場の土地が必要とか、あるいはまたそこで発生します汚泥、これがまたどんどんふえていく、そういうことから、そういう終末処理場をつくる場所を埋め立て地に求めるとか、あるいは発生した汚泥を埋め立て用材に使うとか、あるいは発生した汚泥を埋め立ての關係についての考え方が変わるかどうかというお尋ねかと思っております。私たちがいたしましては、現在も、先ほど申しましたような瀬戸内海の特殊性に配慮すべしとい

うことで、瀬戸内海の審議会から埋め立ての基本方針の答申もいただいておりますので、これを物差しにして審査をやっておりますわけでございますが、この埋め立ての案件等上がってまいります際も、埋め立て用材といたしましては極力廃棄物なりあるいはヘドロなり、そういうものを埋め立て用材に使うというようなことも現に指導もしておりますわけでございます。したがって、ただいまの下水道の処理施設用地の確保という面、あるいは汚泥を処理するための埋め立てというようなことで、特にそれをクローズアップした形で運用の線を変えるということは必要ないのではないかと。審議会の答申を得ておりますあの物差しに照らして、個別ごとに指導しながらそれをやっていくば十分対処できるのではないかと、現在のところそう考えております。具体的に後継法にどういう規定で盛り込むかどうか等は、いろいろいま検討しておりますが、基本的にはその答申の線を堅持していくということかと考えております。

○古寺委員 これは一つお伺いしておきたいのですが、この後継法の中に入浜権を入れるかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○二瓶政府委員 入浜権という問題、環境権の一種としてそういう権利を認めるべきだというような主張なり運動があることは承知いたしております。ただ問題は、そういう入浜権というものは果たして一つの私権といえますか、そういうものとして認め得るものかどうかということにつきまして、これは判例等もまだそうないようでございます。すし、学説もいろいろ分かれるところでもござい

ますし、その辺は司法当局といえますか、そちらの面でも十分今後検討されるべき問題であらうかと思ひます。私たちが方々でいろいろ後継法に絡んで検討をいたしておりますのは、そういう私権としてどうという話ではなくて、むしろ行政的な手法として、何かそういう海水浴場なり潮干狩りなり、あるいは散策、憩いの場として利用されておる自然海岸、こういうものを保全していくような

仕組みが考えられないか、それを後継法の中で規定できないものかどうかというところで検討しておりますというところでございます。

○古寺委員 次に、水質汚濁防止法の改正によりますところの総量規制の問題についてでございますが、この改正法案の提出はいつごろになるのか、これは大臣の方から御答弁願います。

○山田国務大臣 水質の総量規制につきましては、去る五十二年の十二月九日、中央公害対策審議会から「水質の総量規制制度のあり方」ということについて答申をいただいたことは御承知のとおりでございます。現在、この答申の線に沿って水質総量の規制の制度化をひとつ図るべく、法案の検討を鋭意進めておるところでございます。瀬戸内海環境保全臨時措置法の後継法、それとあわせて水質汚濁防止法の一部改正というように形での法案を持っていくかということ、今次国会提出を目途にして、いまそのようなラインで鋭意法案を立案中でございます。

○古寺委員 そういたしますと、三月十四日まで一応この両方、瀬戸内法も総量規制の問題も詰めなければならぬわけでございますので、これはぜひひとつ実現を見るように、大臣に特にお願いをしておきたいと思ひます。

次に、この総量規制を行う場合のいわゆる対象水域は、現在、環境庁としてどこをお考えになっておられるのか、また総量規制を行った場合の監視体制というものはどういうふうにするのか、さらにまた、現在特定事業場以外の排水その他はそのままたれ流しの状態になっているわけですが、そういうような特定事業場以外の汚濁源に対して、総量規制の場合にはどう対処をしておられるのか、この三点についてまず承りたいと思ひます。

○二瓶政府委員 まず、第一点の総量規制の対象水域、これはどこをお考えおられるかということでございますが、対象水域の範囲につきましては、昨年十二月の中公審答申に沿ひまして、「後背地に汚濁源が集中し、汚濁の程度が著しい特定の広域的な閉鎖性水域」ということを考えておるわけで

ございますが、当面、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海というものを想定しております。しかし、具体的には今後さらに検討していきたいということでございます。

それから、監視体制でございますが、総量規制、これを制度化いたしますと、この負荷量の監視体制の確立がどうしてもこの制度を運営する上においては不可欠である、かように考えております。その場合に、この負荷量の監視のために、今度は継続的な測定というのが必要でございます。一日当たりのCODの許容量という形になります。したがって、ある人から言わせると、総量規制はグラム規制である、こう言われるわけでございます。一方、現在やっております規制は濃度規制でございます。これはまさにppm規制と言われております。したがって、ppm規制でございます。したがって、一体ある時点でどのくらい負荷量が出てくるか、何ppmを超えているかどうかということ、これはすぐチェックできるわけでございます。ところが、グラム規制の方は、一日当たりCOD何グラムあるいは何キログラム、こういう形になりますので、ある時点においてたくさん出ておりましたも、夜になってほとんど出さないうことになりますれば、ちよつと行つて見ても何ともならない、こういうことになるわけでございます。そこで、中公審の答申におきましては、普及可能な機器によりまして事業者に対し排出負荷量の測定等を義務づける

か、ある市を対象に考えておりますが、一億六千五百万円ほどの事業費、これに対して三分の二という高率補助をもちまして一億二千万円ほどの補助金を交付するということで、ここで負荷量監視のテレメーター化のモデルをやつていただきます。これで大体の仕様書その他が固まりましたれば、将来はテレメーター化の普及、こちらに着手をしたいということと考えておるわけでございます。こういうようなことによりまして監視体制を十分整備をしていきたい、こう思つておるわけでございます。

それから第三点は、特定事業場以外は一切どうするのかというお尋ねでございます。総量規制は、これは先生御案内のとおり、いわゆるトータルシステムというふうな形で、単に産業排水だけでなしに生活排水等すべてを対象にする、いわゆる一次汚濁を出すものすべてを対象にして、一定の広域的な閉鎖性水域に流入しますCOD負荷量を一定量以下に抑えるということがねらいのものでございます。したがって、負荷量の削減ということが、すべてのものに網がかるわけでございます。すべてのものに網がかるわけでございますが、その際に規制という形でいくのは、ただいま先生申されましたように、特定事業場に限り、しかもこれはすそ切りがございまして、一日当たり五十立米以上という角度で現在検討いたしておりますが、これが規制対象になる。そういういたしますと、規制対象以外というものが相当ございまして、いま言いました、すそ切りされた以下のものとか、あるいはまた規制対象になっていない業種というのもございます。それから、尿尿浄化槽等におきましても、五百一人槽未満のものは、これは規制対象外でございますが、そういうものをどうするか。それから養殖漁場、これも自家汚染問題でございます。これもほつてはおけないと思つております。そういうような幾多のものにつきましては、いわゆる行政指導ベースというふうなことで、具体的な削減措置について県の方に指導をしてもらいますし、また関係者には御協力をいた

だこうというように、現在、総量規制制度全体の仕組みの検討の一環として詰めておるところでございます。

○古寺委員 時間がないので次へ行きますが、きょう健康被害者に対する補償法の一部改正が出ております。これは毎年のことなんですが、特にこの公害健康福祉事業の実績というものが非常にふるわないわけですね。毎年不用額を出してございまして、これはいろいろなところで指摘をされているのですが、一向に改善あるいは前進が見られないわけでございますが、今年度におきましてはどういうような事業促進のための方策をお考えになつておられるのか承りたいと思ひます。

○山本(官)政府委員 お答え申し上げます。

確かに、この制度が始まりましたから、本年、五十二年まで福祉事業の実績がふるわないわけでございますが、五十二年度におきましては、前年に比べてまして約倍以上実績が上がるように現在のところの交付の状況が見通されております。確かに、事業の当初から認定患者数の見込みの立て方が若干多く立てておつたので事業が下回つたというふうなこと、あるいはまた、県、市におきまして実施体制が必ずしも十分整備されていない。御承知のように健康福祉事業の中には、転地療養事業であるとかあるいはリハビリテーションの事業あるいは家庭療養指導、療養器具の支給、こういうふうな、従来の地方自治体ではなかなかふなかな仕事があるというふうなことからなるわけなかつたわけでございますが、私ども、地方の関係者を集めましては、この事業実施についていろいろと指導しておりますと同時に、地方が事業のやりやういふ補助金の交付につきましての相談等をいたしまして進展を図ろう、かようにしているわけでございます。

○古寺委員 これは大臣にちょっと聞いていただきたいのですが、現在この健康福祉事業というのが非常に制約されているわけなんです。それで、公害保健センターですとか転地療養所をつくるとかあるいは専門医の充実施設だとか、いろいろ

な要望が出ております。さらにまた、転地療養の場合には非常に制約がございまして、人数ですとかあるいは日数の問題とかありまして、こういうものがこの事業の進展しない大きな隘路になっているのです。ですから、抜本的にこの制度の内容をもう一回再検討されて、そしてこの所信表明にもございまして、公害病患者が一日も早く健康になるようにしてあげないかというふうに思ひます。そういう点、大臣ひとつ研究していただけないか。

○山田国務大臣 確かに、この事業は前例のないようなことであつたものですから、実施体制の整備、事業の趣旨の徹底というふうなことで、いろいろ問題の点も多いかと思ひます。いろいろなところで、そういう点の徹底も手間取っている点もあるかと思ひます。いまお話しするような点、さらにわれわれもひとつよく検討していただいて、ひとついろいろな意味で趣旨が徹底するように努力したいと思ひます。

○古寺委員 この問題につきましては、また法案の審議がありまして、その際に長官にもっと突っ込んだお話をしたいと思ひますので、ひとつこの点を検討しておいていただきたいと思います。次に、自然公園とか国定公園等の買い上げの問題でございますが、七年たつていのにまだ一年間の予算を消化できないというふうな状態になっているわけでございます。これもやはりこの買い上げ方式の内容に問題があると思ひますが、この点について、環境庁としては今後どういう方向でこの問題を解決するか承りたいと思ひます。

○出原政府委員 民有地の買い上げの進まない理由につきましては、いろいろ検討をいたしておるわけでございますが、祖先伝来の継承財産としての土地がなかなか手放しにくいとか、あるいは鑑定価格と実際に売りたい価格とが一致しないとかといったようなこともございまして、また、都道府県におきましては、非常に専門知識を要するものでございまして、事務の煩瑣感から進まないという面

もあるようでございます。また、県が財政負担が伴う部分がございまして、そういう意味で特に最近の地方財政の状況からいって買い上げにくいといったような状況等もあるかというふうに承知をいたしておりますが、まず事務的に各都道府県の職員に十分承知をしてもらう必要があるというところで、私どもは、特に県の職員にこの趣旨の徹底を図つてまいることについたたいというふうに考えております。

○古寺委員 大臣、これは公債で買い上げるわけなんです。二年間据え置きなんです。八年間で償還していくような仕組みになっていまして、ところが実際は、そういうふうな国立公園なら国立公園の網をかぶせまして、その中にいる民有地の方々はいろんな規制があつて、土地を手放したいのです。ところが買い上げていただきたいたいのです。ところが、いま答弁にもございまして、ように、いろんな地方自治体の財政の問題とかあるいは事務的な問題ですとか、一番大きな問題は、この交付公債で買うというところに問題があるわけなんです。こういうものをやはり抜本的に改めまして、いつまでたつても解決がつかないと思ひます。ですから、もう一度この制度を見直しをする必要があると思ひますが、長官いかがですか。

○山田国務大臣 いま御指摘のようないろんな点があるやと考えられます。要は、やはり利害関係者が喜んでと申しますか、とにかくこの自然公園を保持していく制度に協力してくれるような意味でのいろんな改善が望ましい、こう思ひます。なかなかこれは実際問題としてむずかしい点もあるかと思ひます。それを提供することによって何か特別な、非常な利益が得られるということなら、皆さんも喜んでやられるのでございまして、そういう意味で一概に何とも申し上げられませんが、ひとつ検討していただきたたいと思ひます。

○古寺委員 文化庁の方は八割キャッシュでお支払をするんですよ。ですから、非常にこの成績

がいいわけですね。環境庁の方は七年たつても一年分の予算を消化できないんですから、これは行政の怠慢と言われることになるんです。環境庁の職員の方々が一生懸命熱心におやりになつて、制度が悪い、何をしているんだらうと、こう言われるわけなんです。ですから、そういう制度をやはり改善しないとこの問題は解決がつかないで、長官、ひとつ環境庁の成績を上げる意味におきまして、これは御検討をお願いしたいと思ひます。

次に、緑の国勢調査というものがまた来年度から始まることになっていまして、これは過去にも行われているわけですが、この緑の国勢調査が、たとえば青森県のむつ小川原の開発計画、こういうふうなものにどう活用されているのか、その点を承りたい。

○出原政府委員 いわゆる緑の国勢調査、自然環境保全調査でございますが、これは自然環境保全法第五条の規定に基づきまして、五年ごとに、おおむね全国的に植生なり動物がどういう状態にあるかというところを調べるものでございまして、したがって、回を重ねるものによつて、動物なり植物なりの状況の変遷をつかまえていくというものでございまして、昭和四十八年に実施いたしましたものは、植物を中心にして実施をしたものでございまして、この地域につきましては、ある程度の資料は得ておりますけれども、地域の開発その他に伴つて必要な環境影響評価等につきましてはさらに詳細な別途の調査が必要かと思ひます。

○古寺委員 それは後日にまた譲ることにしまして、自然遊歩道と自然公園の予算が前年度に比べて八%と九%の伸びがございません。所信表明にもありますように、今年度は「景気回復のため、大規模な公共投資による経済産業活動の刺激が要請されている、この長官がお述べになつておられるのは、自然公園の予算は一向に伸びていないというの、長官、どういふわけでございますか。

○出原政府委員 自然歩道あるいは国立公園等の関係の施設の整備費用の伸び方は、御指摘のような状況でございます。これは私どもの要求いたしました予算は満度に認められておるわけでございしますが、御案内のように、私どもの事業は山の奥の地方で、しかも金額的には小規模なものが多いわけでございます。したがって、昭和五十三年度のような公共事業が非常に多いときは非常にまた注文のしにくい事業でもございますので、こういった事業につきましては予算を満度に認めてもらうというところでその消化に努めてまいりたいというように考えておるわけでございます。

○古寺委員 中国とか九州の自然遊歩道が環境庁の要求どおりに予算ができて、そうしますと地元の要望どおりに事業が完成するわけでございますか。

○出原政府委員 御指摘の九州の自然歩道につきましては、その全体の計画は延べ二千九十七キロに達するものでございまして、五十一年度から五十五年度までの五カ年の計画で実施をいたしております。五十二年までには三十一％の整備を完了いたしております、五十三年度は事業費四億六千二百萬円で、そのうち国費約一億八千七百萬円を計上しております、大体計画どおりに動いているわけでございます。

それから、中国自然歩道につきましては延べ千八百九十八キロメートルの整備計画でございますが、これは五十三年度から五十七年度までの五カ年計画で予定をいたしております、五十三年度におきましては事業費三億一千八百萬円を予定をしておるといってございまして、おおむね計画どおりの進捗と考えていただいているのじゃないかというように思います。

○古寺委員 おおむね結構ですけれども、やはり年次計画を繰り上げてでもこういうものは予算を増額していただいて、他の公共投資と同じように、皆さんが待っているわけですから、進めていただきたいと思っております。

時間がないので、最後に長官に承りたいのです

が、典型七公害の中に地盤沈下というのがあるのですが、この所信表明の中では「等」という字で地盤沈下というのには全然出てこないわけなんです。地盤沈下のいわゆる総合法を制定するお考えが現在環境庁にはないのかどうか、あるいは現在検討中かかわりませんが、もし検討中であるならば今国会に提出をするお考えをお持ちかどうか、この点を承りたいと思っております。

○山田国務大臣 地盤沈下の問題は、いまも御指摘のように七公害の一つと言われていることで、これは一たび沈下するということになるとなかなか取り返しがつかないということでございます。この点を触れなかったのは意図があつて触れなかったわけではないのですけれども、われわれとしてはこの問題は非常に重要視しておりますもの一つでございます。

環境庁では、工業用水については工業用水法、冷暖房用のビル用水については建築物用地下水の採取の規制に関する法律、これによって地下水の採取の規制を行ってきたところでありますけれども、これらの制度では対象地域はすでに地盤沈下が起きているという地域に限られておりますので、未然にこの沈下を防止するためにはなお十分でありますし、それから地下水は工業用、ビル用に限らず上水道、農業用水にも利用されておりますけれども、工業、ビル以外は規制の対象となっていない等の問題がございまして、そこで、この問題に対応できるようにすべてに総合的な法制化が必要であるという見地に立ちまして、われわれとしてはこれにひとつ大いに努力したいと思っております。

率直に申しまして、この問題に各省庁とも急に関心が高まってきたものですから、したがってちょっと言いにくいことですが、調整に大変手間取っているようなことになっている実情ではありますけれども、重要性にかんがみて、とにかくいろいろ努力していきたいと思つてやっております。

○古寺委員 どの法案につきましても各省庁との

調整に非常にむずかしい問題を抱えているわけでございます。どうかひとつ環境庁長官として、この所信表明にございしますように強い決意で、重大な決意で国民の健康と生活環境を守るために大いにがんばってもらいたいと思っております。以上で終わります。

○久保委員長 次に、中井治君。

○中井委員 初めに、環境庁長官にお尋ねをいたします。

環境庁長官が環境行政を担当なさるに当たって、環境庁全体の方針は去年とことしでそう変わるわけではございませんけれども、去年、何せ特徴のある大臣を環境庁は迎えられて、この委員会等も環境行政以外でずいぶんぎやかだった記憶があるわけでありまして、そういったことはともかく、いまの大臣とどういった違いを持って環境行政に臨んでいこうとするのか、そういった点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○山田国務大臣 いまどういった違いと、こういうお話がございました。私は自分の長い経歴から国際的な目で環境問題の課題というのを見ることとができるような立場にもございしますので、特に環境問題というものはある意味では全地球的な問題でもあらうかと思つて、そういうような視野の広さに立つて特に人為的環境の創造ということに触れたわけですが、むろん公害からわれわれの生命を守るといふことは依然として大きなわれわれの課題でなければならぬとは考えておりますけれども、同時に、長期的な目と、そして広い視野に立つて、われわれのこの周りにつくられていくところの人為的な環境について少しでもよい環境へというところで、ひとつその方面にも努力を払いたい、こう考えている次第でございます。

○中井委員 大変結構な御見解、ぜひともそうお願いをしたいわけですが、その中で、広い視野と同時に大臣の御経歴からくる国際的視野に立つての環境行政、こういうお話があったわけ

でございますが、たとえば、日本なんかでも、環境行政において、かなりおくれしておる。外国の状態を見ながら、追いつけ、また日本の国土が狭いから、もっと厳しくしなければいけないんだということ、今日の環境基準というものをより上げてきたわけでありまして。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

ところが、たとえばアメリカでは、例の、日本がまねをし、これ以上の規制をつくったマスキー法なんかは、いわゆる自動車の不況によって実施を延ばしておる、こういう状態でありまして。日本は日本で、五十三年度規制というものを歴然と受け入れて、自動車業界もこれをこなしてやっています。しかし、アメリカから入ってくる自動車についてはこの適用を五十六年まで延ばすというところ、そういったアメリカの、いわゆる経済的な情勢による環境政策の変更、これをまねるといふことではないだろうと思つております。そういった点のないようにぜひともお願いしたいと思つていますが、いかがでございますか。

○山田国務大臣 そういう意味の排気ガス等の規制という点については、いま御指摘のように、われわれの努力で相当実りを見せてきておることは御承知のとおりでございます。できるだけ、こういう問題については、基準そのものの点については、いま中公審でさらに謙虚な立場に立つて科学的な見直しという、いろいろな要請、世論にもこたえて、そういうことでやっていきたい、こう考えておりますけれども、外国車については、われわれとちよつと違った立場で先方ではこれをやっている、それをそのまま許すという意味ではございせんけれども、同時にまた、他のわれわれの対日要請と輸入関係の要請というものもございまして。私は、根本問題に支障のない範囲で、そこら辺の先方の努力の進捗状況というものもあわせて、多少は考慮に入れてやりたい、やらなければならぬという点もあるわけでございます。ただ、健康項目についてわれわれはそれをサボるというふうなつもりでは決していない、

このことだけはひとつ御理解をいただきたいと思
います。

○中井委員 お話はよくわかるわけでありま
す。しかし、環境庁の立場としては、やはり外国
の車がアメリカの車であらうとイギリスの車であ
らうと規制ののつとつていないのは、貿易でどん
な戦争、けんかがあるうと、これは断固突っぱね
るべきで、調整を図るとかいうことはおかしい。
そういったことを言うこと自体が、それじゃ国内
のだっていいじゃないかという議論になっていく
んじゃないでしょうか。どうでございましょうか。

○山田国務大臣 この点については、御理解いた
だくためには、多少、いろいろ専門的な立場での
努力のいきさつを申し上げた方がいいかと思いま
すので、お許しを得て、ちょっと政府委員からの
答弁を聞いていただきたいと思ひます。

○中井委員 具体的なことはいいのです。大臣の
考え方でいいです。

○山田国務大臣 私どもは、さつき申し上げまし
たように、どういふことをするのでも、いろいろ
な考慮ということがあることでも、ちょっと触
れたわけですが、こういう健康項目につ
いては、われわれがサポーターにするつもりは全然
ございませぬということを申し上げたかったわけ
でございします。

○中井委員 この問題につきましては、また次の
機会に十分やらしていただきたいと思ひます。

次に移らしていただきたいと思ひます。
先ほどの古寺先生の質問と重なる点があるかも
しれませんが、御容赦をお願いしたいと思ひま
す。きのうも予算の分科会で、私は建設省にアセ
スメント法のことについて聞いておりました。新聞
に載っておりましてのとちよつと違ひまして、調
整段階にあるという答弁を建設省からいただいた
わけでありました。環境庁といたしまして、今度は
どうしても出したい、出すとおっしゃっておるア
セスメント法は最終段階の調整に來ている、この
ように考えてよろしゅうございしますか。

○信濃政府委員 相手の官庁はたくさんございま
すが、建設省との関係におきましては、ほぼ最終
段階というふうな考えでございします。

○中井委員 それは、いわゆる都市計画法の対象
から除くか除かないか、これだけでございします
か。

○信濃政府委員 建設省からもお話があったと思
ひますが、対象から除くわけではございせん、手
続を向こうに任せるという趣旨でございします
が、ひとりこれにとどまらず、あと二、三の問題
点がございします。

○中井委員 すいぶん、二年、三年かかった法案
であります。私どもとしては、除かずにがんばっ
ていただきたい、こういう要望を重ねますとも
に、早急に草案をつくり上げて国会へ提出して
いただきますようお願いをしておきます。

もう一つ、新聞紙上で伝えられているわけであ
りますが、本州四国架橋の本年度着工が、アセ
スメントの環境庁の方の手續がおくれているため
に五十三年度に延びるんだ、こういう報道があるわ
けであります。事実でございしますか。

○信濃政府委員 先生御案内のように、公団がや
りましたアセスメントの報告書の案について環境
庁が意見を述べることになっておりますが、ただ
いまの段階では、意見を述べておられないという事
実は、事実としてあるわけではございします。ただ、
その結果、年度内着工が不可能かどうかというこ
とについては、私ども、その間の事情は存じ上げ
ておりません。

○中井委員 環境庁としてもお答えにくいかもしれ
ませんが、いま行われているいわゆる公共事業
に対する事前のアセスの中で、環境庁の手續がお
くれたために着工が、関係官庁が考えておつたよ
りおくれている、あるいはとまどっていると思われ
るような事業が何かあるのですか。

○信濃政府委員 法律の根拠をもって環境庁に協
議をしてもらうものうち、いまお話の公共事業
に該当するものは公有水面の埋め立て事業が中心
でございします。公有水面の埋め立てにつきま

は、現在審査中のものが四件ございしますが、うち
三件は瀬戸内海の問題でございします。やや時
間がかかっておりますが、慎重に取り運ばなけれ
ばならぬというふうな考えでございします。あと一件
は、つい先般、運輸省から協議を受けたという状
況でございします。

○中井委員 私は、別に公共事業がおくれている
からけしからぬとかそういうことを言っているわ
けじゃない。環境庁としてはアセスに対する意
見、これは十分検討するのがあたりまえで、た
だ、このアセスの法案が出てきて成立をして、そ
して仮に五十三年度から実行されていくとなりま
すと、たとえば五十三年度の予算では、御承知の
とおり大変な公共事業が組まれているわけであ
ります。それらの事業に対して、予算は通っている
し、法案がいつ通るか分かりません。いつからア
セスをしていくのか、五十三年度の公共事業、今
度新規に認められたが、それらに対してもアセス
をしていくのか、それについてはどうでございま
すか。

○信濃政府委員 法案の施行時期につきまして
は、やはり年度の切れ目というものを考える必要
があると思ひます。また、若干の準備も必要かと
考えておりますので、ただいまの私どもの考え方
では、翌年度、つまり昭和五十四年度の初日から
この法案を適用するようにいたしたいということ
でございします。

○中井委員 そうしますと、お考えになっておら
れる五十四年度からそういった公共事業の対象の
ものに対してアセスをやっていく、大変な人員と
準備が必要かと思ひます。私は、五十二年度から
対処していくのかと思ひつて予算を見ましたら、
アセスの実施促進費が一千万円くらいしか伸びて
いないので、こんなのでいいのかと思ひつて、
ちよつと主計の方にも来ていただいて一週聞いて
みようか、こういうふうな考えでございします。

私は、アセスをおくれている仕方がないという
ふうには考えます。しかし、役所仕事で順番が遅
くなるとか、積み残されるという形でおくると

いうことではいけないと思ひます。そう
いった点で、大蔵省の方来ておられると思うので
あります。ぜひともおくれのないようにこれから
予算措置を考えていただきたいと思ひますのであり
ますが、どうでございしますか。

○環境説明員 主計局といたしまして、所要の
ものについては処置するつもりでございします。

○中井委員 それでは、今度環境庁が同じく準備
をいたしております水質汚濁法の一部を改正する
法律案について、幾つかお尋ねをしたいと思います。

閉鎖性水域を含めて、瀬戸内海あるいは伊勢
湾、東京湾、こういったところの総量規制、いよ
いよ出てくるわけでありまして、去年、委員会に御
無理をお願いをしていただきまして、私どもの郷里の伊
勢湾の海上視察をしていただきました。関係県あ
るいは市に三重県の四日市にお集まりをいたし
て、この総量規制についての意見を聴取いたしま
した。そのときに、岐阜県から総量規制に対して
真つ向から反対であるという御意見を述べられた
わけでありました。もしこの法案が施行された場合
に、環境庁としては、こういった地元県の反
対、そういったものに対してどう対処していく
か、あるいはどう指導していくのか、その点につ
いてお願いをいたします。

○二瓶政府委員 総量規制を制度化をするとい
うことで水質汚濁防止法の一部改正を考へておるわ
けでございしますが、その際の総量規制といいま
すものは、産業排水のみならず生活系排水も取り入
れますが、さらに上流県と内陸部からの汚濁、こ
れも取り入れたというふうな考えでございします。

そこで、たとえば伊勢湾ということを中心と考
へます際は、当然、岐阜県から木曽三川を通じてま
して汚濁負荷量が伊勢湾に相当流入をされておる
というところで、岐阜県も対象にしたいという気持
ちは持つております。ただ、問題は、こういう制
度ができましてから、一方的に国の方におきまし
て、反対がある方が何であるか、えいと政令や

何やら出してしまつて指定をしてしまふかということにつきましては、これは仕組みをいふ具体的検討中でございますけれども、やはり当然、関係の都道府県、この意見というものを十分尊重をして意見を聞いていく、尊重していくというところで対処すべきだと思つております。ただ、問題は、こういう広域的な閉鎖性水域というものを対象に考えるわけでございますから、一県だけの対象というのではとんだないと思つた。したがって、瀬戸内海にしろ、東京湾にしろ、伊勢湾にしろ、数県ないしは十数県の関係府県があるわけですから、それはやはりこういう制度をぜひ導入してもらふと困るという県もあるはずでございますから、そこは関係府県の方におかれても、十分その辺の話し合いもしていただいて、やはり伊勢湾なら伊勢湾沿岸のゆかりの県はどうすべきかということでお話し合いもしていただく。もちろん環境庁もそれを指をくわえて見ておるのではなくて、指導はいたしますけれども、あくまで困るというのに対して、えいとやるというようなことは現実問題としてなかなかむずかしいというふうに考えます。

○中井委員 それでは、そういった調整あるいは説得、意見聴取というのはこれからである、こういうふうに理解してよろしうございませうか。

○二瓶政府委員 現在はこの水濁法の一部改正というところで考えております。総量規制の中身をどうするか、仕組み方をどうするか、答申はちやうだいしてありますけれども、やはり行政として考えます際にこれをどう仕組むかというのが一番の問題でございますので、いまそれを鋭意検討しておりますというところでございます。したがって、これが国会に提出され、また御審議いただきまして成立すれば、今度具体的にそういうような指定を予定される水域にゆかりのある県、これにはそういう意向等も聞いてやつていこうというところで、現在のところ、具体的に正式に意見を伺うということとは、まだその段階ではない、かように思つております。

○中井委員 法案の中身を煮詰めているというふうに私も理解するわけですが、しかし、総量規制という基本的な考えには間違いないわけでありませう。たとえば東京湾、伊勢湾あるいは瀬戸内海、私どもが聞いている範囲では、総量規制という点に對して真向から基本的な反対するのとは岐阜県だけのようにならざるべきです。その点について、総量規制ということについての岐阜と環境庁、こういったところの話し合いもまだ持たれていない、こういうことでございませうか。

○二瓶政府委員 もちろん事務的には岐阜県の方の生活環境部といひますか、そちらの面との、感触等も聞いたり、あるいはこの制度の仕組みをどうなふうに環境庁は考えているかというふうなことに對しても岐阜県自体も非常に関心を持つておりますから、接触は当然でございます。ただ問題は、では、いまだ具体的な話めをやっておられない、伊勢湾、それ自体におきましては、これは三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市中でもって協議会のようなものをつくつて、伊勢湾の浄化というものに前からあつて取り組んでおられるということも聞いておりますから、そういうような場を通じながら、お互いに伊勢湾浄化のためにやつていこうじゃないか、いやそういうわけには簡単にかぬというのか、そこを詰めていただくというところで、現在はそんな段階でございます。

○中井委員 大蔵省にお尋ねをいたしますが、同じく今度環境法が重要な問題として法案を国会に出す水質汚濁法の一部改正、これの内容を色づける総量削減基本計画あるいは広域総合水質調査費というものが、予算査定の段階でゼロ査定であったという、私どもの県なかでも大変騒いだことがあるわけだ。多分初めての要求であるからオートルゼロにしたというふうな中でゼロであったのだらうというふうに理解をいたしますが、そうでありませうか。

○環境説明員 御質問の、伊勢湾、東京湾、瀬戸

内海等広域的な閉鎖性水域における水質保全のための総量規制でございますが、これは五十三年度から制度化されることになっておりまして、大蔵省としてもその重要性を十分認識いたしまして、その所要の経費について予算計上しているわけでございませうが、お尋ねのように、当初内示はゼロであったという点でございませう。これは、総量規制の導入というものが水質汚濁防止法の改正というのを伴つて行われるものでございまして、当初内示の段階では、まだ法案の内容とか帰趨とか、そういうものが不明確であつた。そこで予算編成の最終段階まで十分その成り行きを見た上で決めようということで、当初内示はゼロになつたわけでございます。法案絡みの予算査定につきましては、こういうふうな法案の帰趨を見きわめるといふことが通例でございまして、いやしくも法案準備の見きわめなくしてつけてしまつて後で不用計上となるような事態は財政当局としてぜひとも避けたいということでございますので、いづれもこのようにやうなやり方をしているということ御理解をいただきたいと存じます。

○中井委員 そうしますと、別にしつこく絡むつもりはないのでありますが、法案成立の、あるいは法案の内容、そういうものが見通しが、一次予算査定のときから復活の間にあなたにつくのですか。そういうふうには私はちょっと理解させていただくのだけれども……、いまだに出すか出さぬかだつてわからない、去年だつて環境法は環境影響評価制度法案を出すと言つて、ついにいさなかつた。そうしたらやはりゼロでいく、そういうふうな理解をしていいのですか。それだつたら、あなたの方大蔵省は、揚げ足を取るわけじゃないけれども、予算に一遍決めて、国会で法案が全部成立するのを見てから、またもう一遍補正を組んだらどうです。そういうことじゃないですか。

○環境説明員 私の説明が不十分であつたかもしれませうが、予算の編成には一定の時期がございまして、その最後の段階まで詰めたを行つたというところでございませう。詰めて行つて、これならば大

丈夫であらうと、まあ私どもとしての見通しをつけた上で予算の計上を行つたということでございます。

○中井委員 わかりました。環境さんにお願ひだけをしておきますけれども、私は他の省庁もいろいろあると思つておりますが、環境庁というのは新しい省庁でありませう、しかも次から次へと公害に対する新しい概念というものが時代とともに出てくる。そのたびに新しい、いろいろなものを計画していかなければならない。しかも予算その一つ一つはそれ大きな予算じゃないのですよ、調査費だとかいろいろ。したがって、思い切つて先取りをしていくという形の中で環境庁の新しい仕事に對して予算をつけていく、こういった点をぜひ考慮していただきたい。このように環境院外応援団といたしましてぜひお願いを申し上げておく次第でございます。

もう一つ、先ほどの古寺先生の御質問のときに聞いておりました少し気になったのであります。が、地盤沈下防止法のことについて大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

大臣の御答弁の中で、各省庁の地盤沈下に対する関心が急激に深まつて云々という言葉があつたわけでありませう、このとおりであつたならば、よくと認識が違われるのじゃないか。地盤沈下については、もうずっと前から関心があり、このごろは少し地盤沈下がおさまつてきた、地盤沈下自体はおさまつてきた、まだ続いておりますが、ただ、法案がまとまりそうになつたということをおつしやつたのか、どういふことなのか、ちよつと御説明をいただきたいと思ひます。

○山田国務大臣 無論この地盤沈下の問題は大きな問題でございませうから、それぞれの角度でいろいろこの問題について大きな関心を持っていることは当然だと思ひます。問題は、それがいろいろな分野にまたがっていることは先ほど申し上げたとおりでございませうから、したがって、これを統一的な法案として、それで一本にしばつていくという問題について、つまり従来以上にいろいろ

この問題についての関心が関係省の方で高まってきた、そういう意味で、俗な言葉で申し上げますと、いわば主観というより、そういうことで、いま調整を要しているような状況だということをやっと触れさせていただいたわけでございます。

○中井委員 ちよつとわからないのであります。大臣が環境庁長官になってから急に関心を持ったというふうに理解をいたします。

国土庁の方おられると思うのであります。地盤沈下防止法についてはどんな段階でございませうか。調整がどんな段階か、お尋ねいたします。

○市川説明員 先生には昨年の十一月にやはりこの委員会でも御質問がございまして、その後、予算の時期もございしましたが、われわれといたしましては、ちよつとこの法律につきまして、予算の時期は除きますが、五十四年からの実施したいということ、先生の御質問があった以降におきまして、国土庁として各省の御意見を聞きながら、ひとつ国土庁の案というところで大綱をつくりまして、それで各省に御相談をしておりました。この過程におきまして、ちよつと先生方、十一月に長島町の現地も御視察になっておりますが、長島町でも御意見がございまして、適正採取量に基づいて揚水量を規制する、同時に代替水の供給という対策を伴わなければいけない、そういう意味の総合立法をできるだけ早急につくってほしい、こういう御要望でございします。われわれもそういう意味におきまして、やはり規制と対策とが互いに相まみまして、そして地下水からの転換ということが円滑にいくというためには関係各省といろいろと御相談しなければなりません。その意味におきまして、先ほど長官からお話もございましたが、代替水の供給につきましても非常に各省とも御関心があり、また熱心に御主張をいただいております。たとえば、河川法で水利権の許可をするわけでございますが、そうした問題がこうした対策面でも取り入れることができるか、そういう点につきましてもいろいろと各省御意見がございします。そこら辺、やはり法律をつくって実施する以上、規制と同時に対策も一緒に行われ、それがまた法律の実効性を高める、また担保をする、そういう面につきましても、各省の御意見がまだ完全にとまていない、こういう段階でございします。

○中井委員 来年聞いてもそういう答えでないことをぜひとも祈るわけであります。いまのままでいきましたら、たとえばいまお話が出ました、去年委員の皆さんに御視察をいただきました長島町の地盤沈下、いまあちこち各省庁分かれてそれぞれ対策をとっていただいているのは確かにありますが、たいこととございしますが、そういう各地の地盤沈下がとまるところに、地盤沈下対策が全部終わったところに地盤沈下防止法が出てくるのじゃないか、こんな気がするわけでございします。ぜひとも早急に御努力をいただきたいことを重ねて御要望申し上げます。

最後に、水俣病の関係でチッソの会社の状態、あるいはチッソの企業をどのように存続をさせていくおつもりなのか、まあ存続をしているのに大変失礼であります。そういうことについてお尋ねをしたいと思ひます。

水俣病の患者の皆さんに、これはチッソは当然のことであるが、いままでにもう三百十九億の補償を払っておる、漁業補償が三十九億あります。そのほかにしゅんせつ、大変な金額であります。チッソ自体が大変な資産を持ち大変な黒字会社であるというならば私どもは一向心配することはないわけであります。私どもは一向心配することはないわけであります。累積欠損がすでにもう去年の夏で三百十二億という状況でございします。これからまだ対象患者さんとも当然ふえると思うわけであります。そういう中で、本当にこのチッソ一企業で払い続けられるのかどうか、あるいはまた新聞紙上等で伝えられるように、政府が本格的に水俣病の患者の皆さんに安心して治療を受け取っていただける、あるいは損害賠償というものを助けていくのだという決意をなさっているのかどうか、この点について、環境庁あるいは通産省、大蔵省それぞれの方針をお尋ね申し上げたいと思ひます。

○信濃政府委員 お話もございましたように、私どもの立場では、患者とチッソの間で結ばれた補償協定をチッソが履行できるように、それにチッソに対する施策を必要とするならば、いわゆる汚染者負担の原則に反しない限度においてそれなりのことをやらなければならない。また、これは環境庁だけではできませんので、そういう方向で関係省庁と御相談をしているということでございます。

○児玉説明員 お尋ねのチッソの問題でございしますが、私どもは、昨年の夏の水俣病関係の調査にございまして、チッソの経営の健全化についていろいろと知恵をしばれたいことを指示されておるわけでございまして、現在チッソのつくっております製品につきまして何とか市況を維持し、少しでも収益が上がるようにできないかというところでいろいろやっておりますけれども、これは先生御承知のように、大変不運と言えどもございしますけれども、チッソのつくっておりますものは大部分が非常に不況の程度の高い業種に属するものばかりでございします。そこで、チッソの経営の健全化で今後いろいろやっておりますけれども、新しい製品を手がけるといふことでございします。もし新しいものにございしても積極的に支援をしたいと思います。お尋ねのところで、何と申しましても経営の健全化ということでは、普通の企業として立ち行く限度でございまして、普通の企業としてこれは全く別の問題でございまして、そこを何とか両方両立させるようなうまい知恵というものがどうしても必要なんじゃないかとかねがね思っております。この点につきましても、私どもだけではいかんかという点がございします。関係各省庁、知恵の持ち寄りというふうなことで何とか努力の持ち寄りというふうなことで何とかこの問題に努力してまいりたいというふうに思っております。

○柏谷説明員 チッソの問題につきましては、いま環境庁それから通産省から説明していただいたこと、私どもとは同じでございます。御存じのとおりわが国では、水俣病救済、これは水俣病の原因であるチッソが負担すべきであるというところは汚染者負担の原則から明らかなこととございします。明らかなこととございしますが、もし仮にチッソがそういう補償金支払いを支払えなくなつてまいりますと、被害者の救済とか、あるいはそれだけでなくて地域振興とか、これらの問題に大きな影響を与えます。私どもとしては、そういう事態はできるだけ避けたいと思ひます。具体的に何かあるか、これはいろいろ問題がございしますけれども、現在関係者で知恵を出し合っている、そういう段階でございします。

○中井委員 いま現在、チッソそのものに、そういう患者さんに対する支払いが滞りなく行われるように、あるいは途切れる不安がないように、あるいはチッソの会社がつぶれてそこに働く人たちが雇用をなくしてしまわないようにという方針でございましておられるのか、まあ知恵を出し合つておられる段階とおっしゃいましたが、なかなかむずかしいのじゃないかと思うのであります。どういう方針でいこうとされておられるのか、大体の方向というものはおわかりでございしますか。

○柏谷説明員 ただいま申し上げましたとおりいろいろな可能性がある。いろいろな可能性がありますが、ただこれから先、いろいろな情勢の変化に応じて私も対策を立てなければいけないというところがございします。いま特にどういふ方向というのはいやっておりますが、あらゆる可能性を検討したい、こう考えております。

○中井委員 話が出ております熊本県等の県債、そういうこともこの検討の中の一つでございしますか。

○柏谷説明員 県債につきましては、実は私も

熊本県から直接そういう要望は聞いておりませんが、仮にそういう申請が熊本県からあった場合どうするかと申しますのですが、その場合でも、やはりこの地方債の問題と、それから先ほど申しました汚染者負担の原則との関係をどう考えたらいいか、あるいはもしその地方債につきまして償還の確実性が、果たして可能かどうか、こういういろいろな困難な問題もございまして、そういう問題も含めてこれからあわせて考えていきたい、こう思っております。

○中井委員 最大限の御努力をお願いして、私のかの委員会でも質問の時間でございます、大変勝手しますが終わらせていただきます。

○島本委員 代理 中井君の質問はこれで終わりました。

次に、東中光雄君。

○東中委員 長官にお伺いしたいのですが、公害が大分よくなったかあるいは解決したというふうなことが一部で言われておりますけれども、私は、公害環境行政というのはいよいよ重要になってきているというふうに考えております。したがって、また、環境庁の役割りというの非常に重要だと思っております。環境庁という役所は他の省庁と異なった性格を持っておるのじゃないか、こう思うのであります。環境庁設置法を見ましても、他省庁に対する勧告権というのを環境庁長官は持っております。経済企画庁や国土庁にもそういう勧告権はありますけれども、経済企画庁あるいは国土庁というのはいわば調整が主たるものだと思うのであります。しかし環境庁は、国民の健康あるいは環境保全という立場から、健康、環境保全を優先させて、それぞれの行政に対してはチェック機能の役割りを持っておる、こう思うのであります。そういう点で環境庁独自の行政とともに、他省庁の行政に対してチェックする機関としての性格も持っておる。特に、いま公共事業がうんとふえるわけでありまして、それだけに、環境保全あるいは国民の健康という立場から、環境保全あるいは国民の健康という立場

場からの環境庁の役割りというの非常に重大だ、こう思っておりますのであります。その点、長官としてはいかがお考えでありますか、お伺いしたいと思っております。

○山田国務大臣 御案内のごとく、各省はいわば縦割りの関係になって行政組織が組まれておるといふようなところでございまして、環境庁の場合にはいわば横にまたがって、いま御指摘のように調整、そしてまた環境行政というものの立場からの勧告権等を持ってやっております。ございまして、したがって、そういう立場においての一つの役割り、責任というものは、環境庁としても基本的な本旨にのっとり、そして、がんばってやっております。先ほど申し上げましたけれども、各庁においてもあるいは広く一般に環境問題の必要性という点についてはかなり認識は高まっております。これはあるかと思っております。そういう意味においては、いわば責任を十分踏まえて、そしてひとつわれわれの役割りを徹底してやっております。協力と協調といいますが、同時にわれわれお互いの協力と協調といいますが、そういう面についての全般的な理解と態勢というものをあわせて持つていくことが必要ではないか、こう考えております。

○東中委員 他省庁が縦割りであるのに対して違う原則といたしまして、国民の健康と環境保全、こういう立場からチェックをしていくという性格を持つておるだけに、いままでもそうでありまして、現在もそうであると思っております。いろいろ現在他省庁との意見の違ひというのが、いろいろ出てまいります。現にアセスメントでは環境庁自身も、当委員会でも言われておりましたが、建設、通産との間の意見の違ひがあつて、アセスメント法は去年はここに提案するといはずでありましたが、延びておる。こういうふうな対立といふものは、あるいは意見の違ひが出ておる。あるいは通産との関係で言えば、窒素酸化物や公害健康被害

補償制度についても意見の違ひが出ておる、こういう状態でありまして。特定空港の騒音規制で、いま成田空港に適用するということで継続審議になっている法案がありますけれども、あのときも運輸省と環境庁、この公環特が連合審査をやりましたが、結局私が質問したのに対してプリンシプルの違ひなんだ、要するに原則の違ひなんだといふことをある局長は言われておりましたけれども、そういう問題があるわけですね。環境庁がそういう点ではあくまでも環境保全と国民の健康という独自の立場から毅然として主張していかなければならぬ。環境庁というのは単なる調整機関になつてしまつて存在理由がなくなつていくことになると思つております。そういう点で非常に毅然とした態度といたことが要望されておる、制度上そう思うのでありますけれども、いかがでございますか。

○山田国務大臣 先ほど申し上げましたように、われわれはわれわれに課せられた法律上の役割り、責任、こういうものを正しい認識に立つて毅然として遂行していく、そういう立場に立つて考えていくべきだ、この点の方針についてはちつとも変わっておりません。

○東中委員 それで、私、そういう点から見て環境庁の非常な弱点があると思つております。それが、それは人事問題であります。課長など特に幹部クラスの人たちの環境庁の環境行政に携わる期間、そういう面から見て、全く腰かけのな人事異動になつておる。これは系統的に調べてみてびっくりしたわけでありまして、余りにもひどいのではないかと。もちろん人事異動といふのは必要でありますけれども、しかし腰かけのなものでなつておるのではないかと。先ほどの長官のお話でも、環境行政というのは非常に長期の展望をもつて見なければいかぬ問題だ、同時に全地球的に、あるいは全宇宙的にいつてもいいくらい非常に広範かつ長期にわたる展望をもつて、そしてそういうものの中での位置づけとして環境行政をやらなければいかぬと思つておるのですが、人事が腰か

け人事になつておる、あるいはネコの目のようにどんどん変わつていくという傾向を持っております。思つておりますが、長官はその点どうお考えになつておられますか。

○山田国務大臣 環境庁は生い立ちの歴史が短い、とにかく途中からできた役所でございますからやむを得ない点があつたことは御理解いただけると思つておる。と同時に、ここでは何しろそれ専門的な知識経験というものを要するのですから、したがって、そういう意味において各庁からの力、人的要員をもつて設置を固らなければいかぬ、これも当然御理解いただける点ではないかと思つておる。しかしながら、環境庁はだんだん独自の姿勢というものを持つていく、そのためにはやはり独自の職員の採用と養成ということが結局必要でございますので、その方面から見てみま

す、四十七年から毎年計画的に職員の採用をいたしておつて、現在までの新規採用職員の累計は三百九十一人に達しております。今後ともこの方針を維持して、プロパーの職員の割合を計画的に増加させていきたいという考えでおるような次第でございます。のみならず他庁から来ていただいた職員も、当庁の任務というのに関連いたしました、独自の主体性においてこで骨を埋めて大いにやりたいという方も非常に多くなつてきておるものという認識に私は立つております。ただ、環境庁というものは、先ほどもお話し申し上げましたように企画調整の庁である。したがって、専門的な技術職をいろいろ必要としておるというふうな官庁でございまして、われわれは独自の職員を養成し、また独自の認識に立つ職員を持つておる。そういう必要性からある程度各庁から適材を導入していく、これは将来においても必要であるし、また望ましいとも考えている次第でございます。いづれにいたしましても、御懸念の点、いろいろ御心配いたしましてことにあらがたいと思つておりますけれども、漸次幹部におきましてまた若い方においても、先ほど申しましたように独

きたいと思います。

○東中委員　きれいごとを言われますので、私、具体的な内容に入らざるを得なくなるのですが、たとえば水質保全局は、局長以下企画課長、それから調査官、それから水質管理課長、水質規制課長、土壌農業課長ですか、全課長がこれは出向です。しかも農林、建設あるいは厚生、通産、こゝういったところからもうそのポストが決まったみたいに入ってきていますね。

一例を挙げますと、水質規制課長は、第一代の水質規制課長は四十六年の七月、經企庁国民生活局水質調査課長から環境庁水質規制課長で入つて一年三カ月、そして通産省へ帰つた。その後第二代目は、通産大臣官房付の名古屋通産局商工部長が環境庁の水質規制課長に來る、四十七年十月です。そして一年九カ月たつと通産省へ帰る。また

三代目は、通産大臣官房付の石油開発公団石油開発技術センター業務課長、この人が環境庁水質規制課長で来る。一年六ヵ月たつと通産省へ帰る。かわりに通産省から、昭和五十一年一月に広島浦

産局総務課長が環境庁へ来る。こういうふうになっているんですね。この水質規制課長というのはもうずっと通産省の専属出向ポストというふうになつておるわけであります。あるいは大気保全局にしましても、橋本局長は別でありますけれども、大部分の課長さんは他からの出向課長だ。企画調整局がやはり多くの人が出向職員だ。しかも、これは通産との間で意見が合わないところであります。いまのアセスメント法にしてもそうであります。あるいは水の総量規制問題にしましても、意見が合わない相手方の省庁から出向で来ている。それで一年何月かたつとまたそこへ戻つてしまふ。だから、交渉といつたらおかしいですが、チェック機関としてチェックする側のポストへチェックされる側といつたらちょっと語弊がありますがけれども、チェックされる側の人が出てきてそこへ戻っていく。こういうことになつておったので、長期の環境行政というのが、国民の健康、環境保全、こういうものを守るといふ立場からで

はとてもやれなくなってくるというふうになるのはもう必然だと思うのです。非常に異常に良心的にその期間だけばちと反対側の立場に立っているというふうなことができ得るとしても、そういう者が例外的にあり得るとしても、それは少なくとも国民が納得する行政にはならない、こう思うわけであります。環境行政というのが非常に重要な、しかも全地球的な規模で考えなきゃいけない、そういうものであればあるほど、通産行政からちよつと腰かけて来て、そして帰ってしまふということでは、たまたまそういう例外があるというんだつたらこれは別でありますけれども、水質保全局では全部がそうなっている。重要な大気保全局にしても企画調整局にしても、あるいは長官官房にしても、ほとんどが出向だというのは国民から見たら本当に異常ですよ。検討されたいのかかと思うのでありますが、長官、これは国民から見たら本当に異常ですよ。検討されたいと思われませんか。やっぱりこのままでやっていくということになりますか。

○山田國務大臣　環境庁の自主的人事というよう
なことで大変御心配にあずかっている点、まことに
感謝にたえないわけでございますけれども、
細かい点には必要があればまた官房長あたりから答
弁させたいと思いますが、何しろこのごろは課長
になるといっても二十年近くかかる。われわれの
新規採用の歴史ということになりましたと、まあ
七年ぐらい。こういうことになりましたと、幹部
の人事ということに、勢いいま御心配いただいた
ようなこともどうしてもやむを得ない面が生じて
くる点があるかと思ひます。しかも、先ほども
申し上げましたように、もう環境庁で骨を埋める
という人間でなきや採らぬという点も、無論そう
いう配慮も私は決して不必要だなどと考えてい
るんじゃない、確かにそういふ点は必要な点だと思
いますけれども、実際問題としてそれでは動き
にくい点があるところに、いまの過渡的な時代に
おいてはなかなかむずかしい点がある。私は決し
てきれいごとを申し上げているのはございませ

んけれども、いまの実情からいって、新しい人間を採っても、課長になるのはまだあと十何年ぐらい普通ではかかるような状況のもとにおいて、さてどうしたらいいかというところにわれわれも非常に苦慮しているわけでございまして、そこがかわるからいいかげんだというようなつもりでやっているわけでは決してない、この点はひとつ御理解いただきたい、こう思うわけであります。

○東中委員 長官、それは聞こえませんが、私言わざるを得ないのですが、たとえば、大気保全局企画課長と大気規制課長と特殊公害課長、自動車公害課長、この局長以外の四人の課長さんはいずれもこの前、七カ月前に他省庁から一緒に環境庁へ来ているわけですよ。厚生省と通産省と警察庁と運輸省から来ている。それで、その関係のあるところから、たとえば自動車公害課長が運輸省から

すけれども、まだ省庁ができて間もないからやむを得ぬのだといってこういう状態がずっと続いていくのだたら、日本の環境行政というのは、公害国会過ぎたら、そのときだけはかっこうだけつくったけども、その後はしり抜けで、巻き返しの中で無防備であるというふうに言わざるを得ぬように思うのであります。これは重ねて長官、方向としてそのまま認めるということであつたらこれは私はお話にならぬ、こう思うのでありますがいかがでしょう。

○金子政府委員　事実関係その他につきまして、先に二、三答弁させていただきたいと思ひます。大気保全局の四人の課長が同時にというのは何かの間違いじゃないかと思ひます。私の記憶する限りでは、五十一年に二名、五十二年に二名というふうにかわつております。

それから、日本の官庁では、局内の課長が仮に全部かわっても、それで政策の方向が変わってしまふとか仕事ができないというようなことは、経験的にもないと私どもは考えております。

それから、大気だけではありませんけれども、環境庁の場合には、たとえば環境基準をどうする、水質総量規制をどうするという基本的な問題は、いわばトップダウン的にやっておりますて、課長さんがかわったからやれないとか、やり方が変わるというようなことはいままでなかったと思います。もしもそういうことであるとすれば、環境庁ができましたときにあれだけの仕事を、それこそ寄せ集めたスタッフで、同じ課の課長と課長補佐が名刺を交換しながら一挙に仕事を始めたという、あの時期にあれだけの仕事はできなかったのじゃないかとすら私も思っております。そういうことでいろいろ御配慮いただくのは大変ありがたいのですが、私どもは仕事ができるというふうに考えておりますし、また先生御指摘の点は、確かに私どもも配慮していかなければならない点でございますので、具体的に申し上げますと、環境アセスメントは企画調整局の環境管理課に専担させておりまして、その環境管理課の課長

は自治省出身であり、その課員には経済官庁の者は入っていない。したがって、アセスメント法関係で経済官庁とのやり合いその他で困るというようなことはなるべく起きないように、そういう配慮を随所に加えているというのが実情でございます。

○山田国務大臣 原則として、さつきから申し上げているように、自主性を持たした人事というものが望ましいということ、それも当然だと思うのです。だからそのプリンシプルを守りますということです。申し上げればあれでございますけれども、それはいわゆる逆のきれいごとになつていても思ひまして、われわれとしてはその方針でいっているけれども、実情は、若い官庁ということになれば勢いそういう点があるのだという、そこを率直に申し上げているわけでありまして。しかしながら私の見るところでは、官庁一緒になつてやつていれば、やはりわれわれが課せられた使命というところでは、みんな人間だから親元との関係というものが絶無だということを私が申し上げるわけにもいかぬかもしれないけれども、しかしこの使命に燃えてみんな一生懸命になつてやつていく、私はそう信じております。いまのところは、その意気でみんな一生懸命になつてやるほかはないのでござんばつていふことで、どうかひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○東中委員 さつきも言いましたけれども、大気規制課それから水質規制課、これは人がかわつてもいつも通産から後任が来るということなんです。それから、環境庁に骨を埋める気にならないう、出向の人はそういうことだと思ひます。だから、元へ帰りたい、通産におきたい、環境庁には行きたくない、しかし出向で来るんだということになつたら、いま長官がいろいろ言われましたけれども、その人の個人的な心情を私は言うのではありません、通産の本籍におきたい、そこから抜けたくないという気持ちを持っている人が今度は環境庁へ来て、環境行政に骨を埋めたくないのだけれどもその期間だけ一生懸命にやりますと言うた

つて、これは普通の人間の人情として、そういうものはそれならもう初めから切つてしまえばいいのですから、通産を移籍すればいいわけですから。そうしないというところに通産との関係がある。しかも、それがしよつちゅうそこへ通産の人が入れかわり立ちかわり来る。しかもその問題が通産との間で、それは担当部門は直接でなくて、そういうポストになつていふことがこれは問題なんじゃないか。

それから、たまたまその通産の人ばかりが四代つながつたというのではないわけですね。通産から来て帰るから、また通産から後任をさがしてもらうというかつこうに結局なつてしまつていふのじゃないでしょうか。すらすらと見たらだれでもそう思われると思ひます。

それから、そのいわばチェック機関である環境庁が職務の内容からいって意見が違つてくるというの、通産行政が送り出しているのは産業の振興ということになるでしょうから、それに対して全然違う次元から、国民の健康を守る方が優位だということでもチェックをする、環境保全という点からそれを優先するものとしてチェックするという側でそういう行政をやるといふことになつたら、これはやはり切り分けなければいかぬじゃないか、こう思ひます。

○山田国務大臣 本質的にそれが望ましいのですから、これはひとつそうやりたいということを考へております。ただ、私は大変正直なものですから、したがつていまのあれで、もしここに骨を埋めろということをつつたら、なかなか人材が得られないというのがいまの実情じゃないか。と申しますのは、さつき言つたように、課長級になるまでにはまだ、この中で育てた人間が相当おるものですから、したがつて、私がいふ意味で、その方針でそうやりますと、こう申し上げたいところなんですけれども、しかし、それで人事が行き詰まるというふうなことになることも、実際の必要がそういう中ではなかなかさばき切れないような点、先ほどその点については詳細実情を申し上げたつもりでございまして、ひとつ万全の努力をいたすつもりでございまして、どうかその点御理解いただきたいと思ひます。

○東中委員 時間が中途半端になりますので、終わります。

○島本委員長代理 東中光雄君の質問はこれで終わりました。

次回は、来る三月三日金曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二(見出しを含む)中「昭和五十二年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、

昭和五十三年度及び昭和五十四年度においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対して交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十三年三月十四日印刷

昭和五十三年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局